

# 人権教育の手引



平成24年度  
岐阜県教育委員会

# 岐阜県人権教育基本方針

(平成23年12月5日 教育長決定)

人権問題は、侵すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。

人権問題は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利(人権)を侵害する問題であり、全ての人間が生まれながらに自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題である。

人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことによって、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにある。

人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進するよう努める。

社会教育においては、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくすよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

本県の人権教育は、前述の精神に則り県民的課題として推進しなければならない。

これまでの同和教育及び人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、全ての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高め、人権という普遍的文化を築くことが必要である。

したがって、人権教育は、あらゆる場において考慮すべき県民的課題であり、教育の中立性を確保しつつ、個人の尊厳を重んじ民主的・合理的精神を尊重する教育・啓発を積極的に進めなければならない。

この人権教育の推進に当たっては、学校・家庭・地域社会が一体となって計画的、継続的に取り組むことが肝要である。

## 目次

### 第1章 人権教育に関わる国内外の状況

- 1 国内外における人権教育に対する取組の状況を教えてください。・・・・・・・・・・ 1
- 2 岐阜県における人権教育に対する取組の状況を教えてください。・・・・・・・・ 3
- 3 岐阜県において人権同和教育から人権教育に名称が変わったのはなぜですか。・・・・ 5
- 4 学校において特に取り組むべき重要課題とはどのようなものですか。・・・・ 7

### 第2章 学校における人権教育

- 5 人権教育とはどのようなことを目指す教育ですか。・・・・・・・・・・ 11
- 6 人権教育は学習指導要領とどのように関わっていますか。・・・・・・・・ 13
- 7 学校において人権教育を推進するに当たって、教師としてどのようなことを大切にしてい取り組むとよいですか。・・・・・・・・ 15
- 8 様々な人権課題に取り組むとき、どのようなことを知っておくとよいですか。・・・・ 17
- 9 教科指導において、どのような力を育てることが人権教育につながるのですか。・・・・ 19
- 10 道徳教育において、どのような力を育てることが人権教育につながるのですか。・・・・ 23
- 11 特別活動において、どのような児童生徒を育てることが人権教育につながるのですか。そのためにどのような指導が必要になりますか。・・・・ 25
- 12 総合的な学習の時間において、どのような児童生徒を育てることが人権教育につながるのですか。そのためにどのような指導が必要になりますか。・・・・ 28
- 13 高校の特別活動や総合的な学習の時間において、どのような生徒を育てることが人権教育につながるのですか。そのためにどのような指導が必要になりますか。・・・・ 30

### 第3章 人権教育推進のための校内体制づくり

- 14 人権教育推進のために校内体制をどのように確立したらよいですか。・・・・ 33
- 15 人権教育主任の役割としてどのようなものがありますか。・・・・ 35
- 16 教職員の研修を充実させるには、どのような工夫をすればよいですか。・・・・ 37
- 17 家庭、地域、関係機関との連携・協力は、どのように進めるとよいですか。・・・・ 39

### 資料編

- 「世界人権宣言」・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 「日本国憲法」及び「同和問題の解決に関する法律」・・・・・・・・ 53
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」・・・・・・・・ 54
- 人権啓発映画・ビデオ・DVDの紹介と活用について・・・・・・・・ 55
- 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における「三つの力」(例)・・・・・・・・ 56
- ひびきあいNo.1～9・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- 既刊 同和教育指導資料及び人権同和教育指導資料等・・・・・・・・ 77

## Q1

「国内外における人権教育に対する取組の状況を教えてください。」

第二次世界大戦後の1948年（昭和23年）12月10日に国際連合で採択された「世界人権宣言」（資料編43頁）には、全ての人の人権が尊重されるよううたわれています。また、これは全ての人民と全ての国が達成すべき共通の基準として布告されましたが、各国を法的に拘束するものではありませんでした。そこで、1966年（昭和41年）「世界人権宣言」の精神を具体化し、法的にも拘束力を持つ「国際人権規約」が採択されました。

このような国連を中心とした国際的な取組にもかかわらず、世界各地で地域紛争やこれに伴う難民が発生し、人種や身分による差別や政治の抑圧によって人権や生命を脅かされている人々が多くいました。そこで、1993年（平成5年）に世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果と課題を検証し、今後進むべき方向を協議することを目的として、ウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。そして、1994年（平成6年）の国連総会において、人権という普遍的文化を世界中に構築するために、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすること

【人権教育に関わる国内外の動き】

を決議しました。さらに2004年（平成16年）の国連総会において全世界的規模で人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための

| 年           | 世界の動き                    | 国内の動き                      |
|-------------|--------------------------|----------------------------|
| 1994年（平成6）  | 国連総会において人権教育のための国連10年を決議 |                            |
| 1997年（平成9）  |                          | 人権教育のための国連10年に関する国内行動計画を策定 |
| 2000年（平成12） |                          | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律を制定     |
| 2003年（平成15） |                          | 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を設置    |
| 2004年（平成16） | 国連総会において人権教育のための世界計画を採択  | 第一次とりまとめを公表                |
| 2005年（平成17） | 第1フェーズ開始                 |                            |
| 2006年（平成18） |                          | 第二次とりまとめを公表                |
| 2008年（平成20） | 第1フェーズを2年延長              | 第三次とりまとめを公表                |
| 2010年（平成22） | 第2フェーズ開始                 |                            |

世界計画」を2005年（平成17年）に開始する宣言を採択し、第1フェーズの行動計画では、2005年～2007年は、初等中等教育に焦点を当てることを決定しました。現在は第2フェーズの行動計画で、2010年～2014年まで、高等教育と教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置くこととされています。



これを受けて、我が国でも、平成9年「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。さらに平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（資料編54頁）が制定され、そして平成14年には「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下、「基本計画」という）が示されました。

「基本計画」においては、我が国では、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、様々な施策が講じられてきたことや教育の推進により、人権尊重社会を実現する上で一定の成果が達成されてきたと評価しています。一方で今日においても様々な人権問題が生じていることを指摘しており、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度がまだまだ国民の中に十分に定着していないと指摘しています。また、学校教育については「教育活動全体を通して人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなどの問題がある」とし、人権教育に関する取組の一層の改善や工夫を求めています。

そこで、文部科学省では、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議を設置し、ここでの審議結果を「人権教育の指導方法等の在り方について」として公表しています。平成16年の〔第一次とりまとめ〕では、人権教育とは何かということを示しています。平成18年の〔第二次とりまとめ〕では、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討を進めた結果を公表し、平成20年の〔第三次とりまとめ〕では、〔第二次とりまとめ〕の示した考え方への理解を深め、実践につなげていけるよう「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にまとめ公表しています。

〔第三次とりまとめ〕には、多くの実践事例が紹介され、学校で活用しやすいものとなっています。文部科学省のホームページからダウンロードできます。  
(<http://www.next.go.jp>)



## Q2

「岐阜県における人権教育に対する取組の状況を教えてください。」

### 1 同和教育の始まり

昭和27年、文部次官通達「同和教育推進について」が出されたことなどを受けて、県内の対象地域をもつ学校の中で、同和教育に対する取組が模索されていきました。そして、昭和33年、岐阜県教育委員会主催による初めての「同和教育研究会」が開かれ、翌年には、県内の対象地域をもつ学校を中心に「岐阜県同和教育研究協議会」（昭和38年、岐阜県同和教育研究会と改称）が結成されました。こうして、岐阜県における同和教育が本格的に始まったのですが、その当時は、同和教育に対する人々の認識がまだ浅く、昭和36年、岐阜県で最初の文部省指定の同和教育研究会が開かれた時、会場校ではその研究会の案内を玄関に出すことさえ困難であったと言われていています。また、このような研究会の動きは対象地域をもつ学校で見られたことであり、一般の学校においては同和教育という言葉さえ知られていないというのが実情でした。

そこで、このような状況を踏まえ、同和教育を推進するために、昭和48年、学識経験者、学校・社会同和教育担当者、同和運動団体の代表等を委員として「岐阜県同和教育協議会」が発足しました。そして、昭和49年には、「岐阜県同和教育基本方針」の策定によって、岐阜県における心理的差別解消のための基本的な方向性が確立されました。こうして、県教育委員会と同和運動団体による教育の中立性の確保を堅持した連携と支援の結果、県内全域で対象地域の有無に関わらず、学校教育・社会教育において同和教育が推進されることに大きく貢献しました。

### 2 同和教育から人権同和教育へ

Q1にあるように1994年（平成6年）の国連総会において、1995年から2004年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。これに伴って、国内においても、人権教育を推し進める取組が始まりました。また、平成14年に時限立法であった「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効しました。この頃、県内では同和教育の推進により、全ての学校において同和教育の全体計

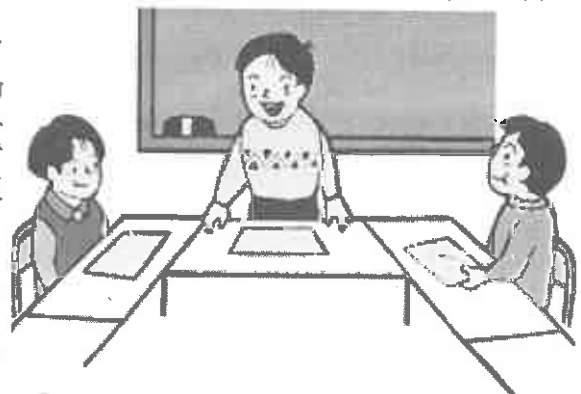
画が整備され、同和教育の観点を位置付けた各教科等の学習が実施されるようになってきました。そこで、同和教育・啓発の中で積み上げてきた成果と手法を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築していくこととなりました。平成13年には、協議会設置要綱の一部を改正し、「岐阜県同和教育協議会」から「岐阜県人権同和教育協議会」に名称が変更され、翌平成14年には、「岐阜県人権同和教育基本方針」が策定されました。これにより、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、幼児・児童・生徒一人一人に確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において教育・啓発が進められました。

### 3 「ひびきあいの日」の創設

平成18年、岐阜県の人権同和教育が一層充実することを願って「ひびきあいの日」が設けられました。その趣旨は、「行動力の育成」を一層充実させることで人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高め、同和問題をはじめとした様々な人権課題の解決を目指す取組を実施するというものでした。そして、幼稚園向けには「みんななかよし」、小学校には「つなごう人と人の心と心」、中学校には「あなたの心を行動に」、高等学校には「磨こう人権感覚 つくりあげよう共生社会」、そして盲・聾・養護学校には「心と心で支え合い 笑顔あふれる毎日」というキャッチフレーズが設けられ、発達の段階に即して全ての学校で取り組まれました。さらには、人権週間に合わせて「ひびきあいの日」を実施するようにして、保護者や地域の人々と共に活動し、人権尊重を啓発・推奨することで、これが全県的な取組となりました。

各学校では、挨拶や級友の呼び方、言葉遣い等、日頃の言語環境を振り返ることを通して人権について考えたり、人権に関わるアンケート調査を実施して、人権を尊重する生活について話し合ったりする取組が行われました。さらに、そのことを基に「～のやくそく」や「〇〇宣言」を掲げ、児童生徒が主体的に、人権が尊重される学校をつかっていこうとする取組が広まっていきました。

このように、「ひびきあいの日」の取組は人権同和教育の核として、県内に根付いていきました。



### Q3

「岐阜県において人権同和教育から人権教育に名称が変わったのはなぜですか。」

#### 1. 名称が変更された理由について

人権同和教育から人権教育へと名称が変更になった理由としては、次の3つの理由が挙げられます。

まずは、国内外の人権教育に関わる動向です。人権の擁護・促進のためには、全世界において人権尊重の意識を高めていくことが重要であるという認識の下、国内外において人権教育の取組が推進されています。その中で、岐阜県人権同和教育協議会が加盟する全国同和教育研究協議会も、平成21年7月に全国人権教育研究協議会と名称を変更しました。

次に、文部科学省の人権教育に関わる動向です。文部科学省では、平成15年に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置して、学校における人権教育の充実を目指してきました。特に、平成20年には「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表し、教育委員会や学校に対し、その趣旨を踏まえた取組を行うことを強く求めています。

さらに、人権同和教育協議会のこれまでの取組の課題です。平成21年の人権教育の推進に関する取組状況の調査結果において、7つの提言が示されています。それを基にこれまでの取組を振り返ってみると、特に「学校・家庭・地域社会が一体となった取組を推進させること」、「実習・演習型や参加体験型の研修や学習を推進すること」が課題となってきました。

これらのことから考えると、現代社会においては取り組むべき人権課題が増えており、児童生徒もその中で生活をしています。よって、取り組む対象や視点を様々な人権課題に広げていくことが必要となってきました。また、これだけ人権課題が広がっている現在において、同和問題を含めて、一つ一つの人権課題を単独では解決できない状況にあると考えられます。今後必要になることは、学校・家庭・地域社会が連携を図りながら人権教育に取り組み、人権尊重という普遍的な文化をつくりあげることです。そこで、人権教育と名称を変更して取り組むこととなっ



たのです。

## 2 これからの同和問題への取組について

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(資料編54頁)の第一条にある「社会的身分、門地による不当な差別」が同和問題に当たりま

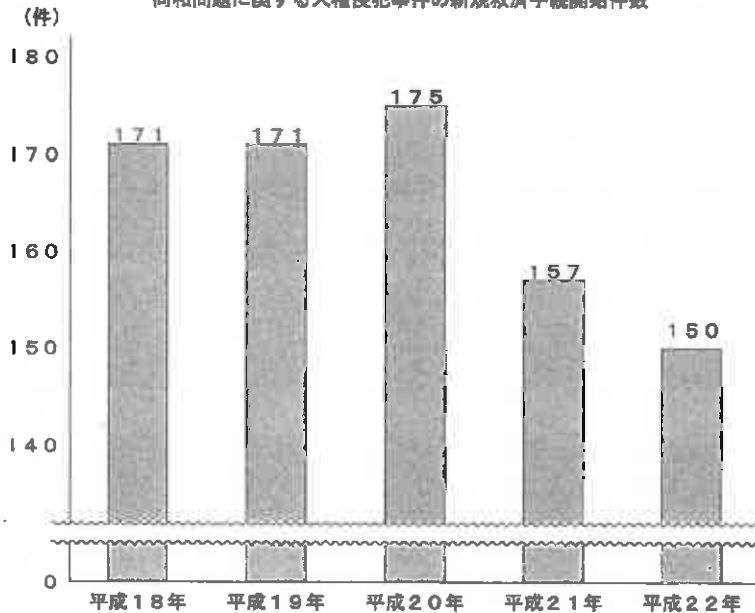
す。同和問題は日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別で、我が国固有の人権問題です。この差別は、出自による差別であるために、差別が親から子へ、祖父母から孫へと受け継がれるという特徴があります。これまでの取組により差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの、

現在でも結婚、就職問題を中心とする差別事象が見られます。同和問題は、これからもその解消に向け取り組まねばならない重要な人権課題であることは言うまでもありません。

また、全国水平社宣言が日本最初の人権宣言と言われるように、同和教育は、日本の人権教育の先駆けとして多くの成果を残してきました。このことは本県においても同じで、今後、人権教育として取り組む対象や視点を様々な人権課題に広げていくには、同和教育や人権同和教育で明らかになった有効な手法を生かしていくことが大切です。

このように、人権同和教育という名称が人権教育となっても、同和問題に対する取組は変わることなく、これまでの取組の成果を同和問題を含めた様々な人権課題に、発展的に生かしていくという構えをもつことが大切です。

同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数



出典 「人権の擁護」法務省人権擁護局

### 「寝た子を起こすな」について

これは、部落差別は社会の進歩に伴って自然になくなるものだから、今はそっとしておいた方がよい。むしろ部落差別を口にするから、知らない人にまでそのことを知らせることになり、かえって差別を拡散することになってしまっているという考え方です。

民主主義が発達した日本社会にあって、深刻な部落差別が、今なお存続している理由の一つに、うわさ話やインターネット等でゆがめられた情報を得ていることが挙げられます。

これまで岐阜県では「寝ている子は正しく起こす」という考え方で、同和問題についての正しい認識を培っていくよう取り組んできました。同和問題に限らず様々な人権課題についても、同じように取り組んでいくことが大切です。

## Q4

「学校において特に取り組むべき重要課題とはどのようなものですか。」

平成23年4月の「人権教育・啓発に関する基本計画」（閣議決定）には、次のように13の人権課題が示されています。

### 1 女性

従来の固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることから、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあります。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する人権侵害が社会的に問題となるなど、真に男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。また、このような状況下における女性の地位向上は、我が国のみならず世界各国に共通した問題となっています。そこで、我が国においては、従来から、国際的な動向に配慮しながら、男女共同参画社会の形成の促進に向けた様々な取組が展開されています。また、女性に対する暴力関係を中心に、立法的な措置が取られています。

### 2 子ども

実親等による子に対する虐待が深刻な様相を呈しているほか、犯罪による被害を受ける少年の数が増加しています。児童買春、児童ポルノ、薬物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発しています。さらに、学校をめぐっては、校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として憂慮すべき状況にあります。そこで、子どもの人権に関係の深い様々な国内の法令や国際条約の趣旨に沿って、政府、地方公共団体、地域、学校、家庭、民間企業・団体や情報メディア等、社会全体が一丸となって相互に連携を図りながら、子どもの人権尊重及び保護に向けた様々な取組が展開されています。

### 3 高齢者

我が国においては、2015年には4人に1人が65歳以上という本格的な高齢社会が到来すると予想されており、これは世界に類を見ない急速な高齢化の体験であることから、我が国の社会・経済の構造や国民の意識はこれに追いついておらず、早急な対応が課題となっています。そうした中において、高齢者の人権に関わる問題として、高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性

などが指摘されています。このような状況等を踏まえ、高齢者が安心して自立した生活が送れるよう支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加できるように様々な取組が展開されています。

#### 4 障害者<sup>注</sup>

障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もあります。そこで、我が国においては、国際的な動向の指針として示されているノーマライゼーションの理念に基づいて、障害者の雇用促進や社会的な施設、設備等の充実、障害者の基本的人権と障害者問題についての各種の取組が展開されています。

注：表記に関して、国では「障害者」、岐阜県では「障がい者」としています。

#### 5 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権課題であり、その解消を図ることは国民的課題でもあります。そこで、様々な施策が講じられ、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げてきています。また、差別意識の解消に向けた教育及び啓発の取組が様々な創意工夫の下で推進されてきました。しかしながら、その一方においては、現在でも就職や結婚の問題を中心とする差別事象が見られます。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にあります。そこで、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権課題の一つとしてとらえ、各種の取組が推進されることが不可欠です。

#### 6 アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道の先住民族であり、現在においてもアイヌ語等を始めとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や維新後の北海道開拓の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題があります。そこで、このような状況等を踏まえ、国民一般がアイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する知識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重するとの観点からの取組が推進されています。

## 7 外国人

我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。その背景には、我が国の島国という地理的条件や江戸幕府による長年にわたる鎖国の歴史等に加え、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識の存在等が挙げられます。そこで、このような状況等を踏まえ、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重されるための取組が推進されています。

## 8 HIV感染者・ハンセン病患者等

医学的に見て不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者、元患者や家族に対する様々な人権課題が生じています。HIV感染者等に対しては、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要がないところから、感染者との共存・共生に関する理解を深める施策を推進することが不可欠です。また、ハンセン病患者に対しては、国の損害賠償責任を認める判決が下され、それが大きな契機となって、損失補償、名誉回復及び福祉増進等の措置が図られつつありますが、その偏見や差別意識の解消に向けて、より一層の強化を図っていく必要があります。

## 9 刑を終えて出所した人

本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。そこで、刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動が展開されています。

## 10 犯罪被害者等

近時、我が国では、犯罪被害者やその家族の人権課題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための諸方策を講じることが課題となっています。具体的には、行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等が挙げられます。こうしたことにより、犯罪被害者は、その置かれた状況から自らの被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。そこで、このよう

な状況等を踏まえて、マスメディアの自主的な取組を喚起するなど、犯罪被害者等の人権擁護に資する啓発活動を推進する必要があります。

### 11 インターネットによる人権侵害

他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権に関わる問題が発生しています。そこで、憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であります。一般に許される限度を超えて、他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努めたり、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れたりするなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図る必要があります。

### 12 北朝鮮当局による拉致問題等

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となっていました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかとなり、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。こうした北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。我が国では国や地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとしています。また、この問題を解決するためには、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

### 13 様々な人権問題

以上の類型に該当しない人権課題、例えば、同性愛者への差別といった性的指向に係る問題や新たに生起する人権問題等、その他の課題についても、それぞれの状況に応じて、その解決に資する施策が推進されなければなりません。

人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からの取組のほか、各人権課題に対する取組を推進し、それらに関する知識や理解を深め、さらには課題の解決に向けた実践的な態度を培っていくことが望まれます。その際、地域の実情、対象者の発達段階等や実施主体の特性などを踏まえつつ、適切な取組を進めていくことが必要です。

(平成23年4月『人権教育・啓発に関する基本計画』(国)より)

## Q5

「人権教育とはどのようなことを目指す教育ですか。」

人権教育は、夢に向かって羽ばたく子どもたちの健やかな成長を願い、児童生徒に人権尊重の精神を育む教育です。

具体的には、次のことを目指して人権教育に取り組むことが大切です。



### 1 偏見や差別に対する、認識力・自己啓発力・行動力を育み、確かな人権感覚を身に付けること

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。人権問題は、これを侵害するという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題です。

これらの問題について、児童生徒が正しく認識し行動することができるようになるためには、児童生徒に人権尊重の精神を育むとともに確かな人権感覚を身に付けさせる人権教育を推進することが必要です。

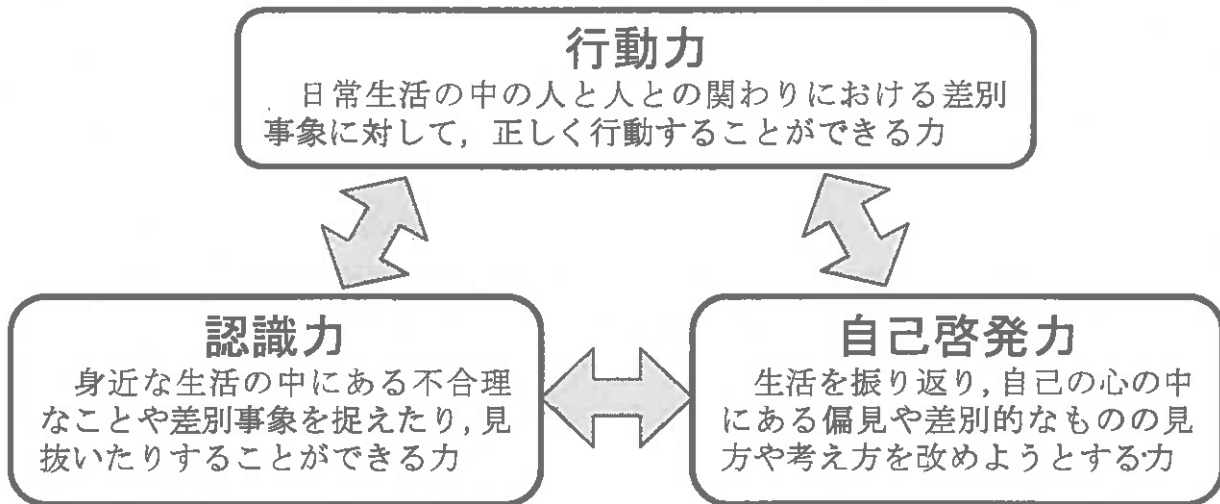
人権教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則って、人権尊重の精神を育むことによって、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにあります。

平成23年12月5日に教育長決定がなされた岐阜県人権教育基本方針において、人権教育は次のように定義されています。

人権教育は、これまでの同和教育及び人権同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

ここにある「認識力・自己啓発力・行動力」の三つの力は、次頁の図中に示した力で、それぞれが関わり合いながら向上していくものです。

これらの力を育んだ児童生徒は、目の前のあってはならない事象に対して、「このまま許されていいのか」「解決しなければ」と感じ、働きかけようとするに違いありません。このような姿が確かな人権感覚が身に付いた児童生徒の姿です。



私たち教師は、全教育活動を通じて、このような確かな人権感覚を身に付けた児童生徒を育てるよう日々取り組んでいます。そして、将来、全ての児童生徒が、民主的で、自由に考え、責任を負う、自律的な市民になることを目指しています。このように捉えると、人権教育の営みは教育の基礎そのものであると言えます。

## 2 自己肯定感を高めること

人権尊重の精神を育む教育を推進するに当たって、国は〔第一次とりまとめ〕の中で、その目標を次のように定めています。

### <人権教育の目標>

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

ここに「自分の大切さとともに」とあるように、自己肯定感を高めることは「認識力・自己啓発力・行動力」の三つの力を育むために大変重要なことです。それは、誰もが自分を大切にすることができてこそ、他の人の大切さを認めることができるからです。自分の人権の大切さを理解してこそ、身近な生活の中にある不合理や差別事象を捉えることができます（認識力）。同様に自分の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとすることができます（自己啓発力）。そして、差別事象に対して正しく行動することができます（行動力）。自己肯定感を高めることは、人権教育の基盤であると言えます。



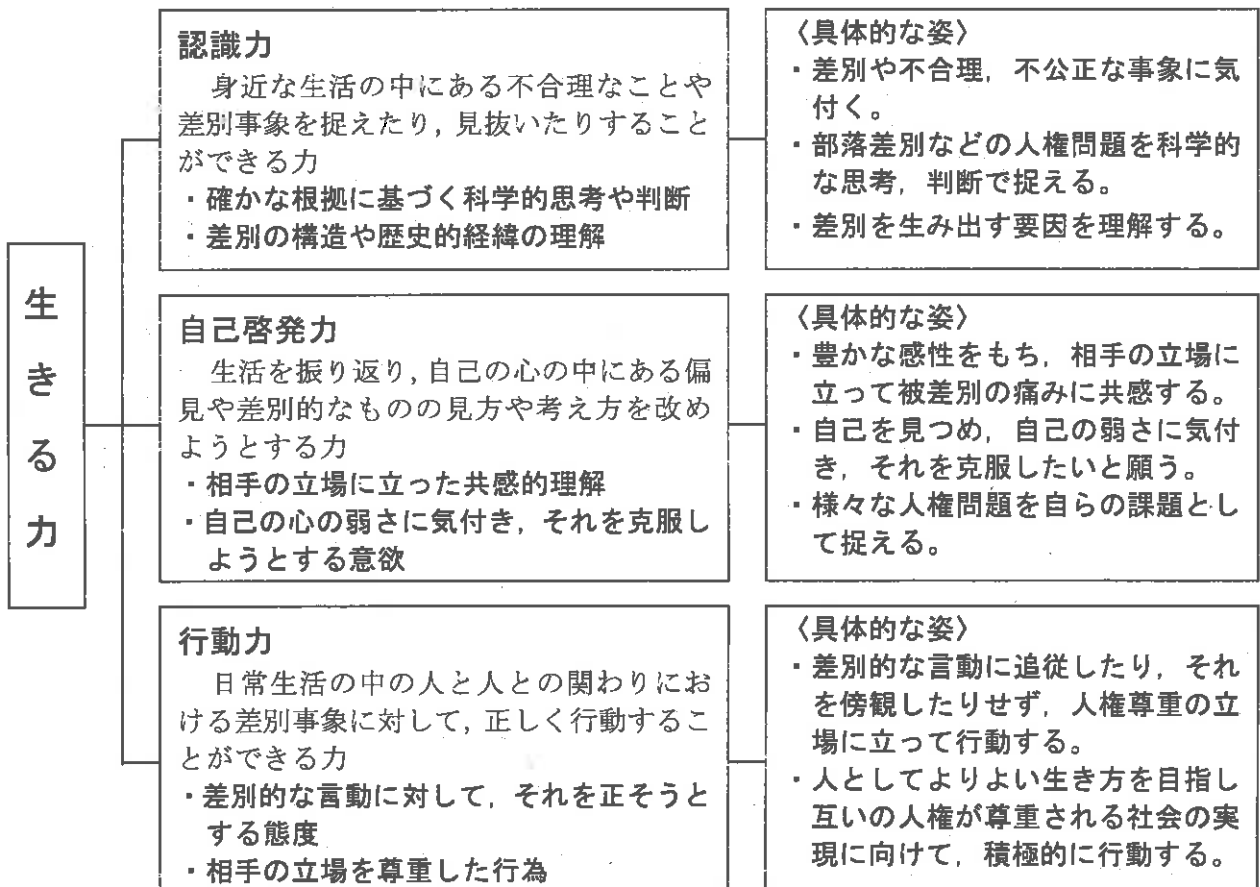
## Q6

「人権教育は学習指導要領とどのように関わっていますか。」

### 1 「生きる力」と「認識力・自己啓発力・行動力」

学習指導要領の理念である「生きる力」とは、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など」です。

また、平成20年1月の中央教育審議会答申では、このような「生きる力」は、「自己の人格を磨き、豊かな人生を送る上でも不可欠である」と述べられています。したがって、「生きる力」を育む教育は、本県の人権教育が目指す方向と合致するものであり、「認識力・自己啓発力・行動力」の三つの力は、「生きる力」を構成する重要な要素として以下のように捉えることができます。





## 2 学習指導要領と人権教育の観点を位置付けた指導

三つの力の育成に当たっては、各授業において「人権教育の観点」を位置付け、意図的、継続的な指導を行う必要があります。この人権教育の観点とは、「指導しようとする内容のどこで、どのような力（認識力・自己啓発力・行動力）を育てることが、様々な人権問題を解決するエネルギーを培うことにつながるかを明確にした意図的な指導の立場」のことで、例えば次のような手順で設定することができます。



### 〈手順1〉

#### 【教科として】

- ① 教科の本質から、人権教育で身に付けさせたい三つの力の中身を明確にする。



### 〈手順2〉

#### 【単元（題材）について】

- ② 上記①の三つの力に関して、本単元の指導目標と指導内容から本単元（題材）で育てたい意識、態度、認識等を明確にする。  
→「三つの力全て」または「三つの力の中から重点化」して取り上げる。



### 〈手順3〉

#### 【本時について】

- ③ 上記②を踏まえ、本時のねらいと指導内容からどのような意識、態度、認識等こそ育てるのか具体化と焦点化を図る。



#### 【本時の人権教育の観点】

上記①～③を踏まえ、「本時において人権教育で身に付けさせたい力」として、どこで、どのように、どのような力を指導するのかを明らかにして指導する。

このように、人権教育の観点を位置付けた指導は、学習指導要領に示された各教科等の目標や内容をきちんと踏まえたものである必要があります。人権教育の指導と各教科等の指導とが有機的・相乗的な効果を上げることが期待できます。



## Q7

「学校において人権教育を推進するに当たって、教師としてどのようなことを大切にして取り組むとよいですか。」

学校においては、人権尊重の精神を育むために、「全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する」ことが大切です。そのために、次のことに留意にして、日頃の教育活動に取り組む必要があります。



### 1 「全教育活動において基本的に配慮すべき事項」を踏まえること

下記の配慮事項は、本県がこれまでの同和教育及び人権同和教育を進めるに当たって大切にしてきたことです。そして、これからも日頃の全ての教育活動において、教師として配慮することが求められる内容です。

#### 【全教育活動において基本的に配慮すべき事項】

- (1) 認め合い、励まし合って学習することにより、学力の向上を図る。
- (2) 科学的で合理的な見方・考え方を育てる。
- (3) 自主自立の精神と正義感をもって諸問題の解決を目指そうとする実践的態度を育てる。
- (4) 相互の信頼と共感に基づく好ましい人間関係の醸成を図る。
- (5) 正しい勤労観と職業観を育てる。
- (6) 人権尊重の精神に立って、公正公平な態度や思いやりの心を育てる。

### 2 「誰もが陥りやすい人間の心の弱さ（見方・考え方・態度等）」から、児童生徒や教師自身の姿を見つめ直すこと

児童生徒に他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むために、児童生徒の姿を見つめ直し、今こそ力を入れて育てるべき児童生徒の意識や意欲、態度等を明らかにして、指導の焦点化を図ることが

大切です。その際の見つめ直しの視点として、次の内容は大変効果的であると考えられます。

【誰もが陥りやすい人間の心の弱さ（見方・考え方・態度等）】

- (1) 事実を確かめず、決め付けて考えてしまう。
- (2) 一つの事実であっても、全体のこととして考えてしまう。
- (3) 外見や世間体にとらわれてしまう。
- (4) 異質なものを避けたり、排除したりしようとする。
- (5) 自分の利害のみにとらわれ、相手の立場を考えようとしない。
- (6) 自分の差別意識に気が付かない。
- (7) 周りと比較して優越感や劣等感をもつ。
- (8) 間違っているとしても、周りの多数に合わせる。
- (9) 他人事と誤ってしまい、無関心・傍観者的な態度をとる。
- (10) 様々な人権問題について間違った知識や偏見をもっている。



『同和教育指導資料 (29) 岐阜県教育委員会』

この際に大切にしたいことは、単に弱さを責めることにとどまることなく、このような弱さと戦い、克服できる自分であることを信じられるよう導くことです。このような指導は、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消し、不合理な差別を無くし自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる教育を推進することにつながります。

この視点は、児童生徒のみならず、指導者である教師自身の見つめ直しにも活用することが大切です。これにより、児童生徒への共感的理解が深まり、児童生徒の側に立った指導の工夫や改善に役立つことはもちろんのこと、教師自ら人権問題を自分の問題として受け止め、積極的に解決していこうとする態度を身に付けることにつながります。

学校教育においては、これまで本県が取り組んできた同和教育・人権同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえることが大切です。そして、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、児童生徒の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高めていく必要があります。

## Q8

「様々な人権課題に取り組むとき、どのようなことを知っておくとよいですか。」

人権課題についての取組を効果的なものにするために、次の3点について知っておくとよいでしょう。

### 1 人権課題と人権擁護啓発活動年間強調事項の関わり

Q4にあるように「人権教育・啓発に関する基本計画」では13項目を人権課題として取り上げています。法務省では、これを受け、次のように「人権擁護啓発活動年間強調事項」として16項目を設定し、人権擁護のための啓発活動に取り組んでいます。

【法務省人権擁護啓発活動 年間強調事項】（平成23年度） ※表記は法務省表記のまま

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 子どもの人権を守ろう
- 3 高齢者を大切に作る心を育てよう
- 4 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 5 部落差別をなくそう
- 6 アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 9 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 10 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 11 インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 12 ホームレスに対する偏見をなくそう
- 13 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 14 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 15 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 16 人身取引をなくそう



### 2 人権教育の手法と配慮すべきこと

人権教育の手法には、「互いを尊重することができる意識や態度を育てよう」等といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、「女性」「子ども」といった具体的な人権課題を通して学ぶ個別的視点からのアプローチがあり、両者があいまって人権尊重についての理解が深まり、確かな人権感覚が身に付きます。人権教育において様々な人権課題に取り組むことは、それぞれの人権課題に関わる「認識力・自己啓発力・行動力」の具体化を図る上で重要なことです。そこで、個別の人権課題に

関する学習を進めるに当たっては、次のことに配慮して取り組むことが大切です。

- 地域の実情や児童生徒の発達段階などを踏まえる。
- より身近な課題，児童生徒が主体的に学習できる課題，児童生徒の心に響く課題を設定する。
- 当該教科等の目標やねらいを踏まえる。
- 一人一人がその人権課題を自分の問題として捉え，自己の生き方を考える契機となるよう指導する。

また，児童生徒やその保護者，親族等の中に，その人権課題に関わっている方がいることも想定されます。指導する教師として，次のことに配慮して取り組む必要があります。

- 教師の無責任な言動が，児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出す場合があることを認識する。
- 教師自身が，当該分野の関連法規等に表れた考え方を正しく理解する。
- 当事者への理解を深める。

### 3 人権課題について理解しておきたいこと（例「障がい者」）

個別の人権課題には，それぞれに関係する法令等があります。また，「人権課題」とされるべき偏見や差別等の現状があります。そして，その現状から学校教育に求められていることがあります。これらのことについて事前に理解した上で指導を行うことは，児童生徒の認識を深め，実践的な行動力を育むことにつながります。

「障がい者」を例に，取組前に知っておきたいことを挙げます。

- 障害者基本法の主な内容
  - ・「すべて障害者は，個人の尊厳が重んじられ，その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利を有する」
  - ・「社会を構成する一員として，あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」
- 現状
  - ・物理的，社会的障壁のために不利益を被ることが多く，自立と社会参加が阻まれている状況
  - ・障がい者への偏見や差別意識が生じる背景に，障がいの発生原因や症状への理解不足が関わっているという状況
- 学校教育に求められること
  - ・障がいのある子どもとの交流教育
  - ・教育活動全体を通じた障がい者に対する理解，社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育
- 関連する法規
  - ・障害者基本法，障害者の雇用の促進等に関する法律，身体障害者補助犬法，発達障害者支援法 等

『人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編』

## Q9

「教科指導において、どのような力を育てることが人権教育につながるのですか。」

### 1 小・中学校について

まず第一に、確かな学力の育成です。これは、差別に対する正しい認識のために不可欠なことです。第二に、科学的・合理的な見方や考え方の育成です。この力は一時間一時間の学習の中で、



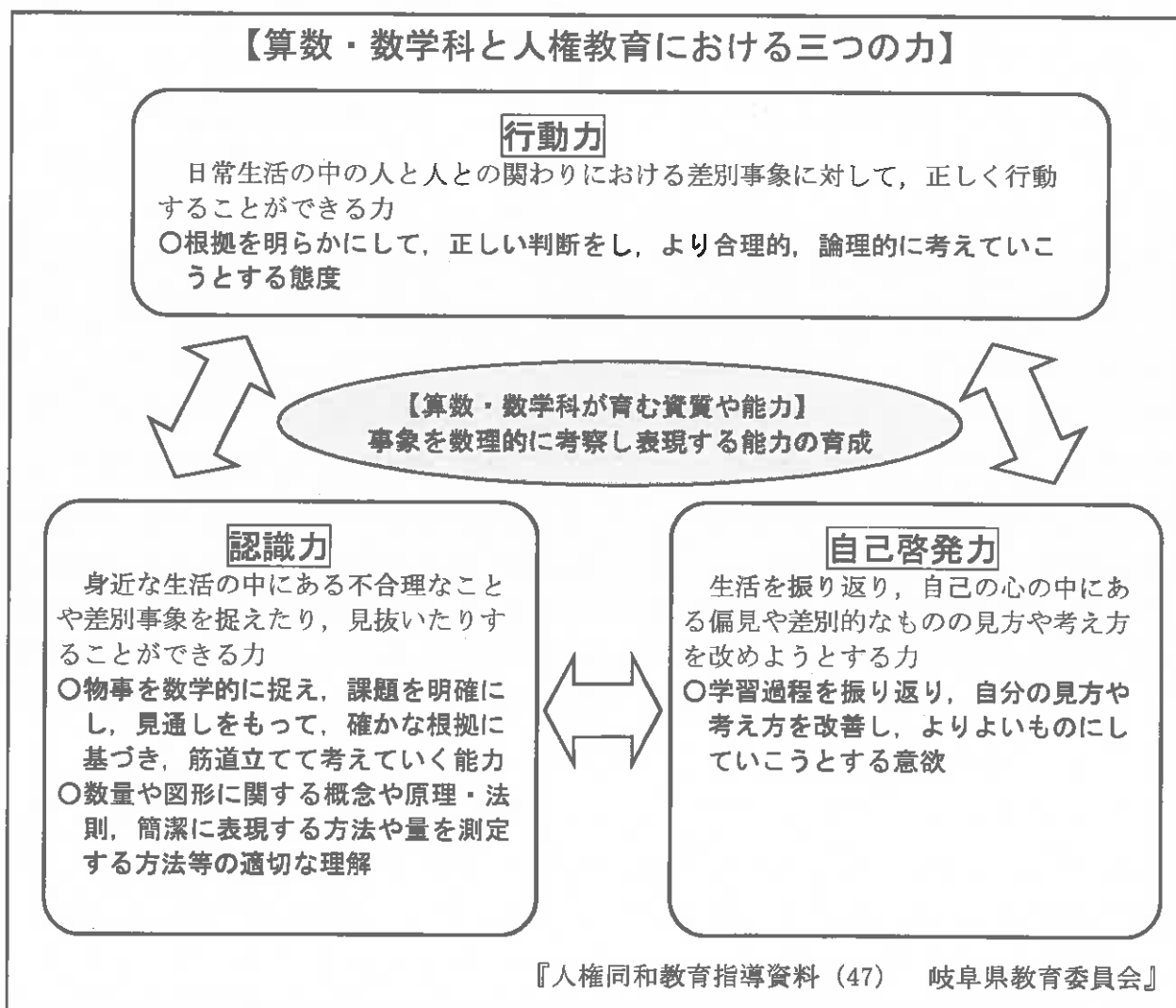
科学的・論理的に認識を深めていく過程において、はじめて育つものであり、教科指導における指導に大きな比重を占めています。第三は、豊かな心の育成です。これは、道徳の時間の指導に大きな比重を占めますが、教科においても指導していくことが大切です。例えば、国語の物語文の読み取りや社会科の人と人との関わりの学習、音楽や図画工作、美術の中で豊かな心を育てることは、他人の痛みを我が痛みと感じる心や差別に対する憤りの心につながるのです。第四には、最後までやり抜く力です。差別を正そうとする行動は、正義感のもと、それをやり抜こうとする力が必要です。例えば、教科指導の中で学習課題を追究し、いかなる困難も乗り越えて解決しようすることは、この力の育成につながると言えます。

このように、人権教育が求める「不合理な差別を見抜き、自分の心の中にある考え方を改め、正しく行動することができる力」は、各教科で育む資質や能力の総合的な力によるものであり、各教科のねらいに即して、意図的に指導を行う必要があります。

例えば、算数・数学科は事象を数学的に定式化し、処理し、その結果を現実には照らして解釈したり、その妥当性を根拠を明らかにして説明したりする「事象を数理的に考察し表現する能力」を育みます。そして、「合理的、論理的に考えを進めることができる力」を身に付けさせることを教科のねらいとしています。このようなねらいをもつ算数・数学科は、人権教育の営みと次のような関わりがあると考えられます。

数学的活動を通して、物事を、数量や図形に関わる概念、原理・法則、

簡潔に表現する方法等を根拠にして、数学的に捉え、その解決の見通しをもつ能力や筋道立てて考えていく能力を育てることは、科学的で合理的な見方や考え方を育てることになります。このことが、身近な生活の中にある、非科学的で不合理な見方や考え方による差別事象を見抜く力を育てることにつながっていきます。このように算数・数学科が育む資質や能力は、人権教育において培いたい三つの力の「認識力」の育成に深く関わっています。また、「自己啓発力」「行動力」との関係については、次の図のように捉えることができます。



他教科については、資料編56頁「教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における「三つの力」(例)」を参考にしてください。また、実際の授業においては、各教科の目標を達成する学習を展開するとともに、三つの力を踏まえて、「人権教育の観点」（「人権教育の観点の位置付け方」については、14頁または資料編74頁『ひびきあいNO. 8』参照）を明確にして指導に当たることが大切です。

## 2 高等学校について

人権教育は、教育活動全体を通して意図的、継続的に行われるものであり、その目指すべきところは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることです。そのための具体的な三つの力が認識力・自己啓発力・行動力です。これら三つの力を各



教科に置き換えるならば、例えば、「物事に対して科学的で合理的な考え方ができる力」、「豊かな心情をもち、非科学的で不合理なものの考え方を正そうとする態度等」になります。そこで、一部の特定の教科・科目だけでなく、全ての教科・科目において、三つの力を育成することを目指した系統的な指導を図る授業実践の工夫が求められています。そのためには、まず教科の本質から、人権教育で身に付けさせたい三つの力の中身を明確にする必要があります。その上で、三つの力に関して、本単元の指導目標と指導内容、本時のねらいや学習内容から育てたい意識、態度、認識等の具体化と焦点化を図っていきます。また、高等学校においては、小・中学校の教科書等における人権問題に関する記述を踏まえながら、より広い視野に立って、人権問題に関わる歴史的・社会的理解と認識を一層深めるとともに、学習指導要領の公民科の目標に示されているように、人間としての在り方・生き方についての自覚を育て、人権尊重の生き方を確立できるように指導することが大切です。

そこで、例えば外国語科の場合、最も重要なことは、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の技能をバランスよく身に付け、実際のコミュニケーションを目的として外国語を運用することができる能力を養うことです。そうすることによって、実際に外国語を使用して、言語や文化の異なる人々と積極的にコミュニケーションを図ることができるようになります。そして、広く他の国の人々の見方や考え方を知ることができ、多様なものの見方や考え方に対して寛容になるとともに、公正に判断する力や広い視野からの国際理解、国際協調の精神を養うことになります。こうしたことは、外国人をはじめ様々な言語や文化、風俗習慣等をもった人に対する偏見や差別の解消につながるものです。こうしたことを踏まえ、外国語科の学習における認識力・自己啓発力・行動力とは、どのような意識、態度、認識等であるのかを考えた場合、次の図のように捉えることができます。



## 【外国語科と人権教育における三つの力】

### 行動力

日常生活の中の人と人との関わりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力

- 様々な言語や文化をもつ人と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度
- 外国や我が国の人々の多様な生活や風俗習慣の相違に関心を持ち、それらを克服して、共に生きていこうとする態度
- 互いの考えや気持ちを察したり、事実を正しく伝え合おうとしたりする態度

### 「コミュニケーション能力」の育成

### 認識力

身近な生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり、見抜いたりすることができる力

- 外国や我が国の言語とその背景にある多様な文化に対する理解
- 相手や場、状況に応じた公正な判断力、使用する表現や対応の仕方についての適切な理解

### 自己啓発力

生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- 外国や我が国の人々の多様なものの見方や考え方、行動の仕方についての共感的理解
- 外国や我が国の様々な生活や文化に対する先入観や画一的なものの見方を改めようとする態度

『人権同和教育指導資料（46） 岐阜県教育委員会』

その他の教科については、資料編56頁「教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における「三つの力」(例)」を参考にしてください。

また、実際の授業においては、各教科の目標を達成する学習を展開するとともに、三つの力を踏まえて、「人権教育の観点」

（「人権教育の観点の位置付け方」については、啓発資料『ひびきあい NO. 8』参照）を明確にして指導に当たることが大切です。

### 【「人権同和教育指導資料（第44集～第47集）」】

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 第44集 | 社会科，地歴公民科             |
| 第45集 | 国語科，生活科，技術・家庭科        |
| 第46集 | 理科，体育科，保健体育科，外国語科     |
| 第47集 | 数学科，図画工作科・美術科，家庭科，福祉科 |

注：「人権同和教育指導資料」では、人権教育の観点に立った各教科の指導事例を紹介しています。

## Q10

「道徳教育において、どのような力を育てることが人権教育につながるのですか。」

道徳教育がねらう「道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方についての自覚を深め、よりよく生きるための道徳的実践力を育成する」ことは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、具体的な態度や行動に現れるようにする」という人権教育の目標と深く関わっており、人権教育を推進する上で、極めて密接な関係をもっていると言えます。例えば、道徳の内容項目「思いやり」や「公正、公平」に関する内容項目は、人権教育の目標に直結するものです。これらの内容を発達段階に応じて、系統的に指導する必要があります。また、その他の内容項目も、それ自体が独立して存在しているのではなく、相互に深く絡み合っています。その意味では、人権教育と関係のない内容はないと言えます。根底において、「道徳の時間」の目標が「人間尊重の精神」を具体的な生活の中に生かすことにある以上当然のこととも言えます。そこで、人権教育という視点から、意識的にその内容に含まれる価値の分析を試みたり、児童生徒の意識を把握したりすることは、意義のあることです。

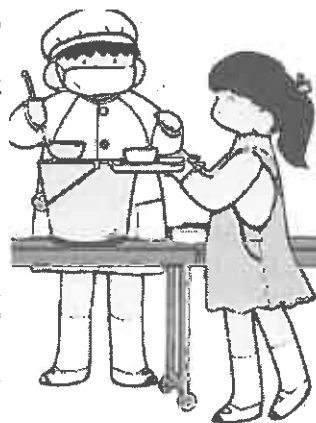
学習指導要領では「道徳教育は『道徳の時間』を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」と明確にしています。このことは、それぞれの教育活動で行われる道徳性育成の指導が、「道徳の時間」において補充、深化、統合されると同時に、道徳の時間で行った指導が学校の教育活動全体に波及し、生かされていくという関係があることも示しています。

「道徳の時間」において大切にしたいことは、児童生徒一人一人がもつ感じ方、考え方を尊重しながら、道徳的価値との関わ

### 世界が絶賛した日本人の道徳性

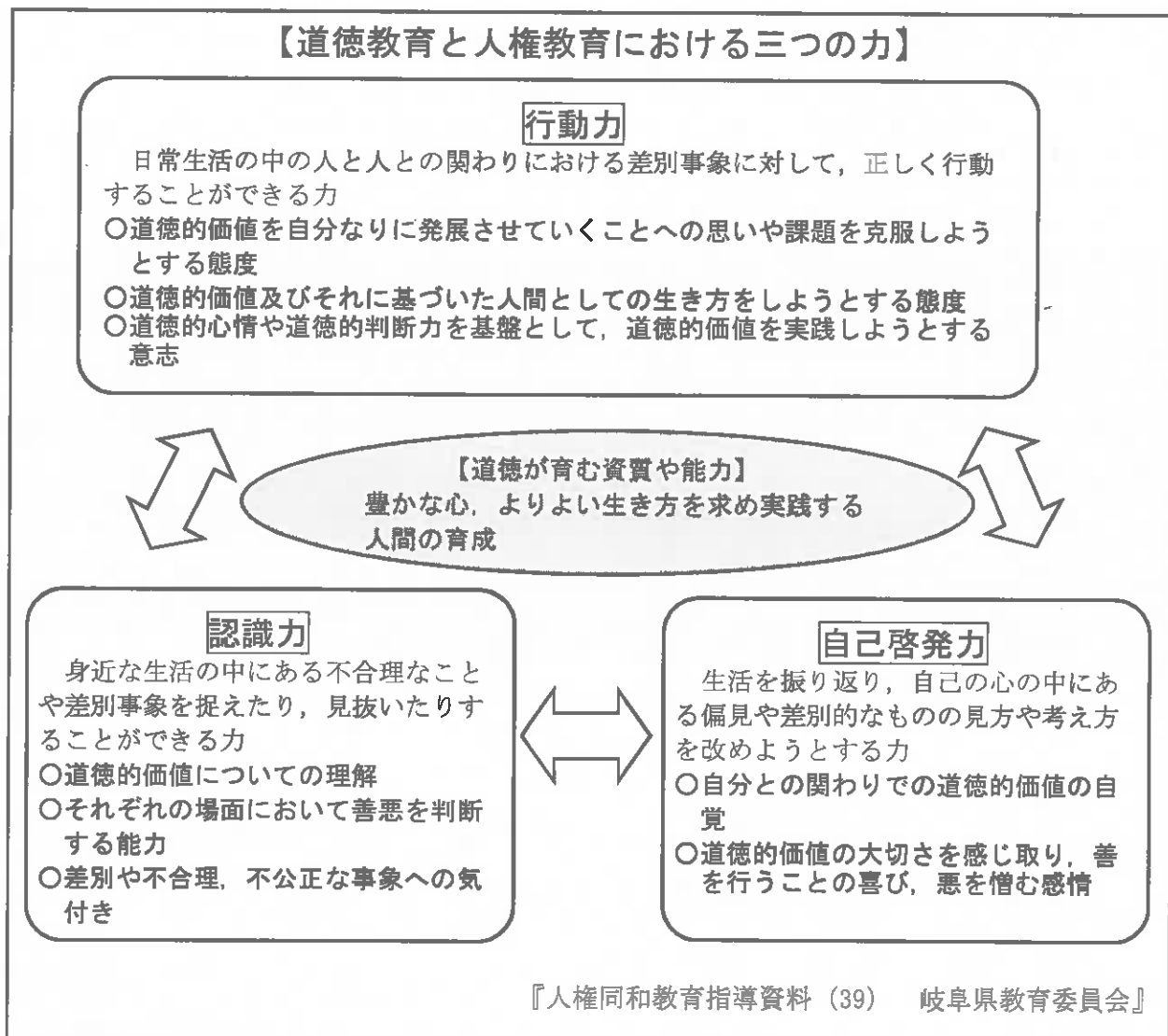
「避難所の被災者は大声で言い争うことなく秩序よく並び、弱者優先で助け合っている。」東日本大震災を伝える海外メディアは、日本人の道徳性の高さを大きく報道しました。

この姿を生んでいる一つの要因に給食指導における人権教育があると思われます。日本の多くの小・中学校では給食があり、その配膳や片付けは、児童生徒によって行われます。その中で、教師は児童生徒に給食当番の仕事を公平に行うことや配膳の順番や量を公正・公平に行うことを指導します。こうした指導により体得した力が、災害時にも働いているのではないのでしょうか。



りにおいて深く自己を見つめ、児童生徒の実態に応じてより高い価値を自覚させ、一人一人の内面に自分の生き方を確立していこうとする意欲と態度を育てることです。

特に「**道德の時間**」の指導では、自分との関わりで**道德的価値**が捉えられるよう、自己を深く見つめる場の確保とその指導の充実が大切です。この自己を深く見つめる態度は、人権教育において培いたい**三つの力**の「**自己啓発力**」の育成に深く関わっています。また「**認識力**」「**行動力**」との関係については、次の図のように捉えることができます。



実際の指導においては、価値把握の段階や自己を見つめる段階において、差別意識や差別的な行動等、誰もがもつ弱さに目を向け、それを克服しようとする心を持っている自分を信じて、より価値の高い生き方を目指す意欲や態度を育むことが期待されます。

## Q11

「特別活動において、どのような児童生徒を育てることが人権教育につながるのですか。そのためにどのような指導が必要になりますか。」

特別活動における指導内容は様々ですが、人権教育との関わりで、指導者の立場から、特に次の点を理解して指導を行うことが大切です。

### 1 特別活動の目標と人権教育の関わりから

学習指導要領では、特別活動の目標は次のとおりです。

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考え（人間としての生き方についての自覚）を深め、自己を生かす能力を養

これを人権教育の視点から考えた場合に大切にしたいことは、学校や学級における偏見や差別事象を人権に関わる問題として捉えさせ、問題解決のため自主的、実践的な態度を育てていくことです。また、よりよい社会や人間関係を築くためには、相互理解と自他の尊重が大切であることに気付かせていくことです。

### 2 特別活動の指導内容と人権教育の関わりから

特別活動における指導内容と人権教育との関わりを考えたとき、特に以下の2点においてその効果や関係性を認識し、意図的な指導を行うことが大切です。

(1) 児童生徒の自発的・自治的な話し合いによる、学級や学校における生活上の諸問題を解決する活動（学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ・部活動）

この活動は、自主的・実践的な態度を育てる特別活動においては、根幹を成すとも言える活動です。話し合う内容、解決すべき問題は実態によって異なりますので、解決の方向を明確にして指導に当たることが大切ですが、取り上げる問題や解決の過程、あるいは話し合いの中で、不合理なことや差別事象、偏見や差別的な見方や考え方が



ないか適切に見抜くことが大切です。そして、そうした事実や意識が見られたときには、次のように指導していくことが大切です。

- ①偏見や差別を決して見過ごさず、問題の本質について見つめ考えさせる指導を行うことで、児童生徒に、事実や意識の中に潜む不合理や偏見・差別に気付く力を身に付けるとともに、目の前の問題と深く関わっていることに気付くようにすることが必要です。
- ②偏見や差別の卑劣さについて深く考えられるようにし、そうした弱さについて自分自身を深く見つめられるようにすることで、児童生徒が自らの中にある偏見や差別的な見方や考え方を改める力を身に付けさせるとともに、問題を解決してよりよい生活を実現するために互いに助け合い尊重し合おうとする心情を養うことが必要です。
- ③問題を解決するための具体的な方法と、そこに一人一人がどう関わっていくのかを明らかにする指導を行うことで、児童生徒が、学級や学校生活の中の差別につながる事象を正していく力を身に付けるとともに、そうした児童生徒の行動をつぶさに見届け、行動できたことを価値付け、その価値を全体で共有することが必要です。

(2) 日常生活を営むために必要な行動の仕方を身に付けるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、集団や社会の中で自己を正しく生かす態度や能力を身に付けるための活動（学級活動）

この活動は、種々の事例を通して、自らの生活を様々な視点から見つめることで、自らの生き方について考える活動です。具体的にはいくつかの視点が示されていますが、特に以下の2つの視点については、人権教育との関わりを意識した指導が必要です。



### ①望ましい人間関係の形成に関わる指導

人間尊重の精神に基づき、偏見や差別のない社会の実現に向けて、次のような指導が大切になります。

- 社会生活上のルールやモラルの意義、正義感や公正さを重んじる心、自律・自制の心などの大切さについて理解できるよう、学級や学校生活の中の具体的な事例を取り上げて指導を行うこと。
- 人間関係を形成する力や自己表現力、他者への思いやりや正義感、連帯感や協力心などを育む取組を積極的に進めていくこと。
- 男女が相互に理解を深め、家庭や社会における望ましい人間関係の在り方について考える指導を行うこと。

### ②望ましい勤労観や職業観の形成に関わる指導

自己を見つめ、偏見にとらわれない正しい職業観を身に付けるために、自

分の役割と生きがい，働く目的と意義，身近な職業と職業選択などの題材を設定し，勤労や職業を通じて社会の一員としての役割を果たし，自己の能力・適正を発揮していくということを理解できるよう指導・援助することが大切である。

### 【特別活動と人権教育における三つの力】

#### 行動力

日常生活の中の人間関係における差別事象や様々な人権問題の解決に対して，正しく行動しようとする態度

- 人間尊重の精神に基づき，男女が互いに協力し尊重し合う態度
- 社会の一員として公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度
- 望ましい勤労観・職業観に基づき，学校生活や地域社会で自己を生かしていく態度

#### 【特別活動で育む資質や能力】

よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度，自己の生き方についての考えを深め，自己を生かす能力の育成

#### 認識力

学級や学校の生活，社会生活の中にある不合理なことや差別事象を捉えたり，見抜いたりすることができる力

- 社会生活上のルールやモラルの意義，正義感や公正さを重んじる心，自律・自制の心などの大切さの理解
- 人間の尊重と男女の平等の理解
- 望ましい勤労観・職業観の理解

#### 自己啓発力

学級や学校の生活，社会生活を振り返り，自己の言葉や行為の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

- 男女相互の理解を深めようとする意欲
- 自己を見つめ偏見にとらわれない正しい職業観を身に付けようとする意欲

『人権同和教育指導資料 (39) 岐阜県教育委員会』

## Q12

「総合的な学習の時間において、どのような児童生徒を育てることが人権教育につながるのですか。そのためにどのような指導が必要になりますか。」

総合的な学習の時間における指導と人権教育との関わりで、指導者の立場から、特に次の点について理解して指導を行うことが大切です。

### 1 総合的な学習の時間の目標と人権教育の関わり

総合的な学習の時間は、自ら課題を見付け、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることをねらいとしています。

これを人権教育との関わりで捉えると、身の回りにある不合理、不公正な事実に対して正しく問題として捉え、具体的な解決方法を考える中で自らの関わりを見つめ直したり、自らの認識を考え直したりする過程を位置付ける必要があります。その中で、自分自身を含めたよりよい関わり方に気付き、具体的に行動できる児童生徒を育てることが大切です。

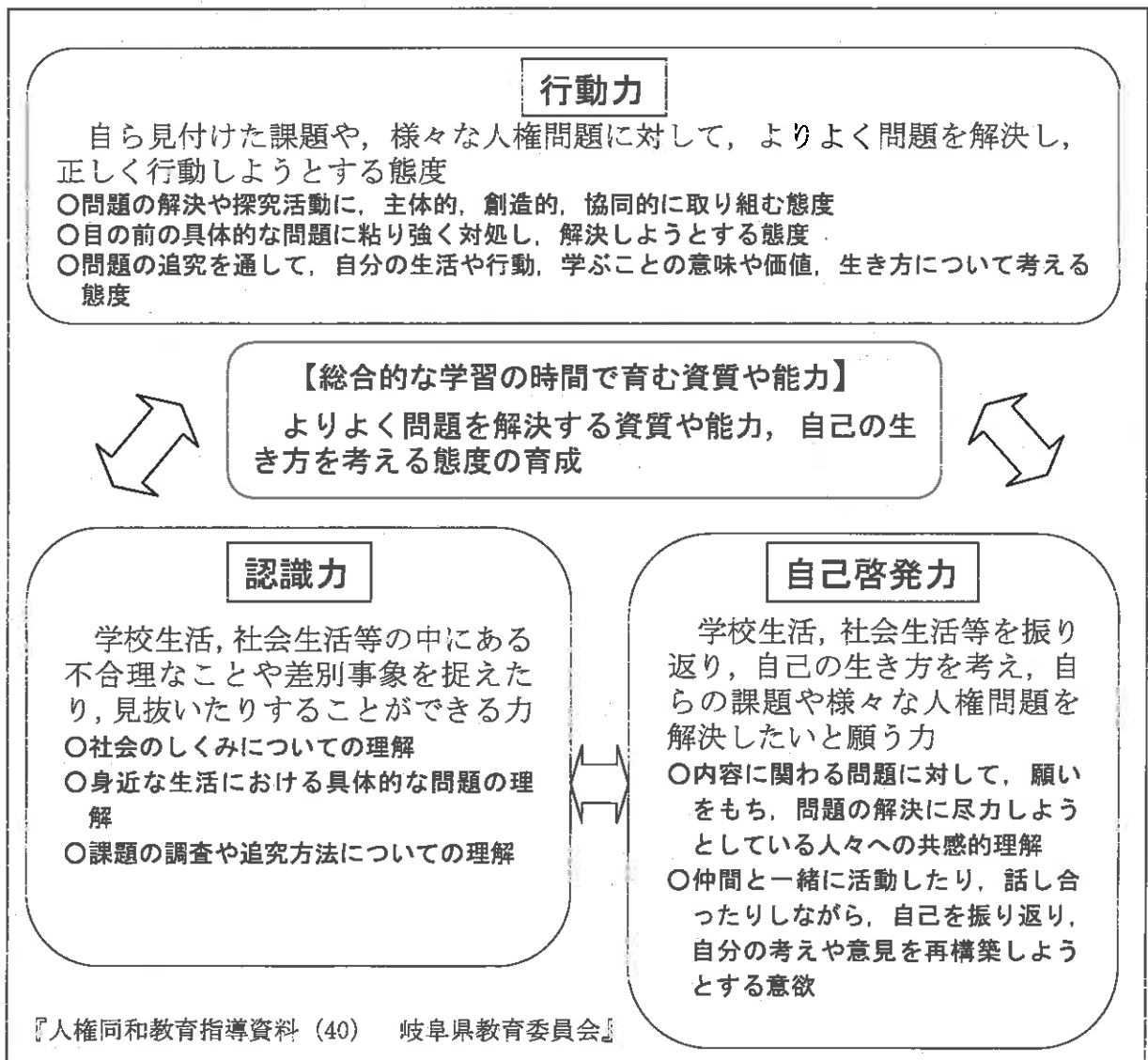
### 2 総合的な学習の時間の指導内容と人権教育の関わり

総合的な学習の時間における学習活動は、学校生活、社会生活等の中にある問題の認識にとどまらず、その解決に向けた行動力(実践的態度)を培うことを目指しています。そこで、次の点に配慮して指導を進めることが大切です。

- 共同課題であっても、必ず自分自身の問題として捉えた上で活動に取り組めるよう支援する。
- どうすれば合理的な解決方法につながるか、その見方や考え方について具体的なアドバイスをする。
- 問題解決を目指す強い意志と志をもって、活動に取り組めるよう支援する。
- 学習を通して、認め合いや励まし合いの姿を広め、好ましい人間関係を築けるよう支援する。
- 「福祉・健康」に関する課題では「高齢者」「障がい者」「HIV感染者、ハンセン病患者等」を、「国際理解」に関する課題では「外国人」を、「情報」に関する課題では「インターネットによる人権侵害」など、直接人権課題について考える機会をもつことができるよう助言・工夫する。また、7頁にも示した「学校において取り組むべき重要課題」についても、積極的に扱う機会がもてるようにする。

総合的な学習の時間における人権教育は、取り上げる課題についての正しい認識を身に付けることはもちろんのこと、その認識と自己を見つめて自己の生き方を考えることを結び付け、さらには態度や行動につながることを目指しています。また、総合的な学習の時間で学んだことが、各教科、道徳、特別活動等で身に付けたことと結び付き、児童生徒の学習や生活において生かされ、総合的に働くようにすることが求められています。

そこで、児童生徒の発達段階、各学年の学習内容の系統なども考慮して、ねらいを明確にして学習する課題を設定するとともに、総合的な学習の時間における三つの力（認識力、自己啓発力、行動力）を次のように捉えて指導を行うことで、将来出会うかもしれない差別や不合理・不公正な事象・様々な人権問題において、それらを正しく認識し、自己の生き方を考え、自らの課題や様々な人権問題を解決したいと願い、問題解決につながる行動力を培うことが重要です。





### Q13

「高校の特別活動や総合的な学習の時間において、どのような生徒を育てることが人権教育につながるのですか。そのためにどのような指導が必要になりますか。」

学習指導要領は、特別活動の各活動の目標を次のように定めています。

#### [ホームルーム活動]

ホームルーム活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてホームルームや学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

#### [生徒会活動]

生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

#### [学校行事]

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活や社会生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

また、学習指導要領は、総合的な学習の時間の目標を次のように定めています。

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てる。

特別活動の各活動の目標に共通する「望ましい人間関係を形成する」、「自主的、実践的な態度を育てる」ことや、総合的な学習の時間の目標にある「よりよく問題を解決する資質や能力を育てる」ことは、まさに

人権教育の目指すところです。

本県では、「岐阜県人権教育基本方針」(平成23年12月)に基づき、学校教育における全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進することとしています。そのためには、学校での日常生活を通じて、相互理解と自他の尊重を目指して「望ましい人間関係づくり」を図ることが肝要です。



これまでの人権教育の現状については、知的理解にとどまる傾向が強く、価値的・態度的側面や、技能的側面についての力が十分に身に付いていないといった問題点が指摘されてきました。学習者が様々な人権問題を自分の問題として捉え、日常生活の中で感じたり、考えたり、行動したりするときに、生きて働くような主体的な学びを実現するためにも、効果的な学習活動の工夫、豊かな感性を育むための教材の開発が求められています。

こうした中で、「参加体験型学習(ワークショップ)」が新しい教育プログラムとして注目されています。「参加体験型学習」とは、単に知識や情報を伝達するのではなく、学習者自身が自らの知識や体験をもって積極的に関わる学習プログラムのことで、学習者が主体的に参加し、互いに学び合うことで、豊かな人間関係を育む力(コミュニケーション能力など)や、積極的に課題解決に参加する意欲、行動していく力が育まれることが期待されます。本県では、過去において実施した人権同和教育教員研修会や、教育相談に関わる研修会で、こうした「参加体験型学習」の手法を紹介していますので、是非参照してください。

「参加体験型学習」で身に付けさせたい力として、例えば次のようなものがあります。



### [セルフエスティーム]

自分には人生の問題に立ち向かう能力があり（自己有能感）、幸せになる価値を有する人間であると実感する（自己肯定感）傾向をいう。独自性（自分らしさ）、有能性、結合性（周囲の人との絆）などの要素から成る。

### [意志決定スキル]

問題状況においていくつかの選択肢の中から最善と思われるものを選択する能力。

### [目標設定スキル]

現実的で健全な目標を設定し、計画を立て、目標に到達する能力。

### [対人関係スキル]

自分の気持ちや考えを上手に伝えたり、また相手の気持ちや考えを理解する能力。とりわけ、争い事が起こった場面で、自己の権利が侵されず、かつ相手の立場も尊重する非攻撃的自己主張を行うコミュニケーションスキルは重要である。

高いセルフエスティームをもっている生徒は、自分の力を誇張も卑下もせず、現実的に自分の力を評価します。そのため、ある問題状況に置かれたときに、その状況において自分は果たして何ができるかを考え、現実的な目標を設定するとともに（目標設定スキル）、解決のための選択肢を挙げ、それぞれの選択肢がもたらす結果を予測し、最善の選択をしようとしています（意志決定スキル）。また、多少の障害があったとしても、不安などの感情を上手にコントロールしながら前向きに切り抜けようとしたり、周囲の人とも良い人間関係を形成し、必要であれば問題を解決するために協力を仰いだりすることもできます（対人関係スキル）。

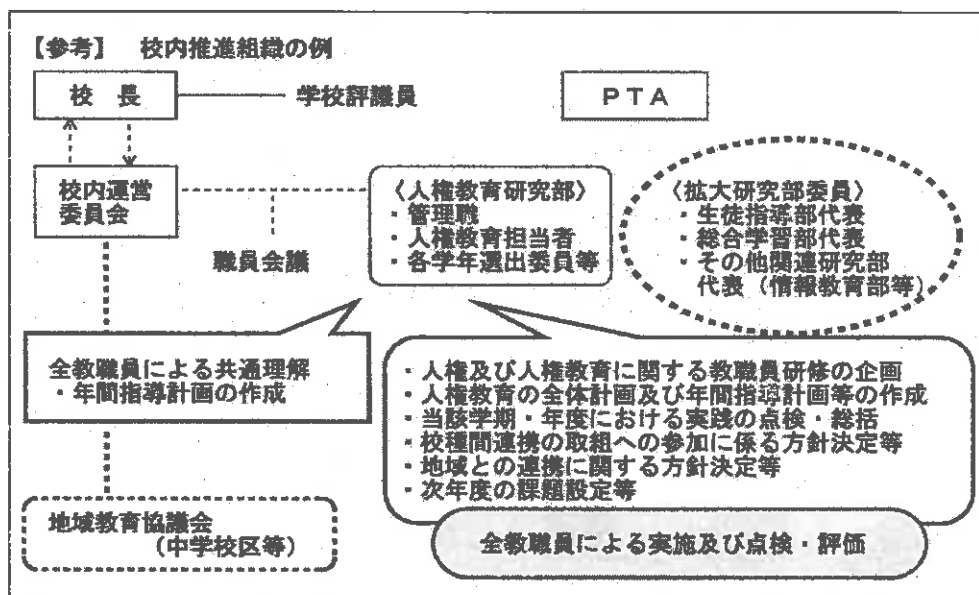
今回の学習指導要領では、総則第5款の5「教育課程の実施に当たって配慮すべき事項」で部活動について言及しています。当然のこととして、部活動も人権教育の重要な指導の場面であることに留意しなければなりません。

## Q14

「人権教育推進のための校内体制をどのように確立したらよいですか。」

### 1 人権教育推進の校内体制づくり

人権教育を推進していくためには、校長の学校経営ビジョンとリーダーシップの下、教職員が一体となって教育活動全体を通して継続的に行うこ



とが肝要です。また、こうした取

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕  
平成20年3月」より

組については学校の教育活動の評価の折りに定期的に見直し、その取組に関する情報は、保護者や地域の人々に対しても積極的に提供するよう努めることが求められます。その際、学校評議員や保護者等の意見を聴く機会を設けることも重要となります。

### 2 教職員一人一人の人権問題解決に関わる自覚を促す

人権教育を推進していくためには、人権問題の解決に関わる教職員一人一人の自覚を促す必要があります。そのためには、人権教育が、人権に関する知的理解だけでなく、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるような人権感覚の育成を目指すものであること、人権感覚の育成のためには、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係調整力を育むことが求められること等について、教職員の共通理解を図っていくことが大切です。

また、人権教育は、教育活動全体を通して継続的に実践されるべきもので

す。人権教育の研究授業やその前後とか人権週間だけの取組にとどまったりすることのないように、日常的に問題意識と実践意欲をもって推進されることが望まれます。そのためには、常に自校の人権教育の現状と問題点を見極



めるとともに、実践課題に応じた研修会を企画することに配慮しなければなりません。

そこで、自校の人権教育の推進体制が確立されているかどうかを、次の観点から見つめてみましょう。

#### 【人権教育推進のための校内体制を見直す10のポイント】

- 1 県・市の人権教育基本方針を基に、自校の実態を踏まえた全体計画が作成されているか。
- 2 校長のリーダーシップの下、人権教育推進組織が設置され、定期的に協議がもたれるなどして実際に機能しているか。
- 3 日常観察、生活の記録、意識調査等に基づいて児童生徒の生活意識の実態を把握した上で、「ひびきあいの日」の取組等、様々な人権問題について考える指導計画が立てられているか。
- 4 重点を置いた領域について、学年ごとに一貫性をもって実践計画が立てられているか。
- 5 重点を置いた領域について、月別の指導計画が具体的な内容をもった実践として設定されているか。
- 6 「人権教育の観点」が明確に位置付けられ、実践の中の的確に貫かれているか。
- 7 教職員のどんな力量を高めるかを明確に位置付けた上で、研修会が年間を通して企画されているか。
- 8 PTA・地域に対する人権啓発が、家庭教育学級・広報活動などを通して意図的に位置付けられているか。
- 9 職員会・学年会・教科部会・学級等において、人権教育実践についての見届けが、児童生徒の姿を通して日常的に行われているか。
- 10 人権問題・人権教育に関する認識不足による表現や「差別用語」を用いたりしてはいないか。

## Q15

「人権教育主任の役割としてどのようなものがありますか。」

人権教育主任は、県内全ての学校の校務分掌に位置付けられています。人権問題の現状を熟知するための自己研鑽を深めるとともに、それぞれの学校の現状と課題を明確につかみ、効果的な取組が行われるように全体的な計画を提案するなど、校内の人権教育推進の中核としての役割が期待されます。以下に主な役割と留意点を示します。



### 1 人権教育に取り組む姿勢について

- (1) 人権教育主任としての自覚と責任をもつとともに、一人の人間、一人の教師として、人権問題の解決のために、教育活動を通して自分は何をなすべきかを考える。
- (2) 岐阜県人権教育基本方針に基づいて、様々な人権問題の解決を目指す人権教育を進める。
- (3) 様々な人権問題の歴史と現状について熟知し、人権教育の課題を明確につかむために、担当者自身がまず研修を深める。

### 2 人権教育の活動に関する企画・立案について

- (1) 各分掌、各学年・学級における取組、研究授業の設定等、具体的な実践の場を設定する。
- (2) 立案した推進計画が紙面上のものとならないよう職員間で共通理解を深める。
- (3) いじめや差別等、人権問題に関わる生活意識を調査し、問題点を明確にしながらか、その克服のための対応策を提示する。
- (4) 人権尊重の立場から教育活動を見つめ直し、問題点があれば、学年会・職員会議等に提起する。
- (5) PTA家庭教育学級や学年・学級懇談会、学年通信、学級通信等を通して、他者への思いやりと人権尊重の精神を育てる取組の様子を紹介したり、実施を働きかけたりする。(Q17参照)

### 3 人権問題・人権教育に関する研修の計画について

- (1) 小・中・高等学校の社会科，地歴・公民科の教科書に掲載されている人権問題関係の記述について，教職員に周知徹底する。
- (2) 効果的な研修が実施できるように企画・立案する。(Q16参照)
- (3) 総合教育センターの人権教育講座等の研修内容を紹介し，教職員に参加を促す。
- (4) 研修会に参加した教職員から校内で研修報告がなされるよう，その機会を設定する。

### 4 各校務分掌間の連絡調整・統括について

取組の企画・立案や実施等において，分掌間や学年間等の連絡・調整を行い，学校全体としての統一性や系統性，整合性等がとれるようにする。

### 5 対外的な機関・関係者等との連絡・調整について

効果的な取組が行われるように，教材・講師等の選定に当たっての有効な情報を入手したり，連絡を取り合ったりする。

### 6 人権侵害が生じた場合における事案への対応について

- (1) 人権侵害に関わるような問題が生じた場合には，専門的な知識を有している一人として，問題解決のための方向性を示唆できるようにする。また，保護者や生徒からの相談が持ち込まれた場合には，適切な対処についてアドバイスを行う。

- (2) えせ同和行為が発生した場合は，速やかに発生日時，場所，対応者，対応，その後の対応と状況を，県または市町村教育委員会に報告する手立てを講ずる。

#### 「えせ同和行為」とは？

同和の名を騙り，同和問題の解決を口実にして，相手方に威圧・強迫しながら，不当な利益や義務のないことを要求する行為であり，その目的は最終的には金銭を得ることです。それには「同和は怖い，関わりたくない」といった同和問題に対する誤った意識が，巧みに利用されています。

このような行為が横行すれば，同和問題に関する誤った差別意識を増幅します。さらに，政府，地方公共団体，民間運動団体等が長年にわたって努力してきた同和問題解決のための取組を覆すものです。

よって，不当な要求に対しては，毅然とした態度で断ることが大切です。

### 7 資料の収集・保管と紹介

- (1) 「ひびきあい」等の岐阜県教育委員会から発刊される資料の内容や活用方法を紹介する。また，岐阜地方法務局，岐阜県環境生活部人権施策推進課等から出される情報や資料について，学校の実態に即して紹介する。
- (2) 新聞記事等に掲載された人権問題関連記事及び人権侵害事例等を保管し，必要に応じて参考資料として提供する。
- (3) 児童生徒の作文や副読本教材等，授業等に活用できる資料を収集し，蓄積する。

## Q16

「教職員の研修を充実させるには、どのような工夫をすればよいですか。」

「教師が変われば子どもも変わる」と言われるように、教職員の言動は、日々の教育活動の中で児童生徒の心身の発達や人間形成に大きな影響を及ぼし、豊かな人間性を育成する上でも極めて重要な意味をもちます。とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要な要素となります。したがって、教職員においては、児童生徒の心の痛みに気付き、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身に付けるよう、常に自己研鑽に励むとともに、計画的に研修を進める必要があります。

また、研修を行う際には、研修会が人権問題に関する正しい認識を深める場となること、教職員の人権感覚を磨く場となること、人権教育の観点を明確にしながら互いに学び合う場となること、より効果的な在り方を工夫すること等が大切です。これらのことを踏まえて、研修を充実させるためのポイントを以下に示します。



### 1 研修で身に付けたい資質や能力を明確にする

研修を行う際には、研修でどのような力を付けるのかを明確にすることが大切です。以下は、その主な例です。

- (1) 人権問題に関する正しい知識を持ち、身近な人権問題を解決しようとする実践的な行動力
- (2) 児童生徒の心の痛みに気付き、互いに人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚
- (3) 教師自身の人間関係調整能力、コミュニケーション能力
- (4) 児童生徒理解に基づく適切な支援が実施できるカウンセリングの技法
- (5) 情報化の進展等に伴う新たな人権課題の実態の理解

### 2 効果的な研修の持ち方を考える

- (1) 年間研修プログラムの作成に当たって
  - ①教育委員会が示す指針や指導の重点を踏まえるとともに、学校の児童生徒の実態や取組の進捗状況に合わせて作成する。
  - ②各年度に行った取組の評価・点検を基に、研修プログラムを作成



する。

③校内の研究部会，学年会，職員会議等において適時に研修機会を設定する。

(2) 研修内容の設定に当たって

教育をとりまく状況や教育活動の現状を人権教育の視点で捉え直し，学校の実態に応じた研修内容を設定することが大切です。以下は，その内容の例です。

①人権問題の正しい理解に関わること

②児童生徒の理解や指導に関すること（児童理解に関する事例，実態調査や意識調査の結果について教職員が情報を共有し，討議・分析を行うなど）

③年間計画等の交流

④集団づくりに関すること

⑤効果的な学習教材や教授方法の交流・開発

⑥保護者・地域等への説明と協力関係の構築の在り方

⑦取組の効果の検証

⑧福祉・ボランティア，交流体験，国際理解教育，キャリア教育等体験的な学習展開について

⑨ファシリテーション（組織や参加者の活性化，協働を促進させるために，合意形成や相互理解をサポートする手法等），コーチング（クライアントを目標達成に導く手法等）等に関する理解や実技について

(3) 研修方法について

研修方法については，例えば，①全体研修，②グループ別研修，③課題別研修などに区分することができますが，これらを組み合わせ，効果的な研修プログラムを作成する必要があります。

なお，座学による研修方法だけではなく，参加体験型の手法（討論会，ワークショップ，ロールプレイ，フィールドワーク等）を取り入れる工夫も望まれます。

**【参考】参加体験型研修の展開事例**

- 1 本校で，人権教育上課題と考えられることは何か。  
（各自が思いついたことを付箋に書き出す。）
- 2 5～6人のグループごとに，書き出した意見を基に交流する。  
（付箋を基に意見を交流する。）
- 3 交流で貼り出した付箋を分類し，課題を整理する。
- 4 出された課題を重要と思われるものに絞り込む。
- 5 重要な課題に対する解決策を話し合う。
- 6 解決策を絞り込む。
- 7 各グループの交流内容を発表し，共有する。

## Q17

「家庭，地域，関係機関との連携・協力は，どのように進めるとよいですか。」

### 1 家庭・地域との連携・協力

学校で人権の重要性について学習しても，児童生徒が生活の基盤をおく家庭や地域において，学校での学習の成果を肯定的に受けとめる環境が十分に整っていないければ，人権教育の成果が知的理解の深化や人権感覚の育成へと結び付くことは容易ではありません。それだけに，人権感覚の育成には，学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりが大切であり，人権教育に対する保護者や地域住民の理解を促進することが求められます。

また，家庭や地域との連携に当たっては，児童生徒と保護者，地域住民が一緒になって活動することを通じ，これらの人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努めることも大切です。

### 2 関係諸機関との連携・協力



人権教育・啓発に関する国の基本計画では，教育・啓発の実施主体間の連携を促進するため，「人権啓発活動ネットワーク協議会」などの既存組織の強化はもとより，幼稚園・保育所，小・中・高等学校，特別支援学校の教育機関及び公民館等の社会教育機関と，法務局・地方法務局，人権擁護委員などの人権擁護機関と

の間における連携，各人権課題に関係する様々な機関との一層緊密な連携，公益法人や民間のボランティア団体，企業などとの連携の可能性やその範囲についての検討など，新たな連携の構築のための取組を求めています。また，その際には，教育の中立性が確保されるべきことを指摘しています。

大学や研究機関，市民団体など，人権教育に関係する諸機関の協力を

得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果を上げるものと思われます。特に次のような学習活動は、人権感覚の育成に効果を上げています。

- ・ 人権侵害の事件に直接携わる公的機関の専門家，様々な人権課題の解決に努力する団体の関係者を，授業や教員研修，講演会に招いて講話を聞く取組
- ・ 児童生徒が障がい者施設や高齢者施設等の施設を訪問して様々な人と交流する取組
- ・ ボランティア活動を体験したりする取組

### 3 校種間の連携・協力

子どもは，幼稚園・保育所から，小学校，中学校，高等学校等へと学習の場を移しながら成長します。人権教育においても，そのような学習者の成長過程全体を想定し，年齢段階，学年段階などの発達の段階に適した学習活動を計画する必要があり，各学校種間における学習計画の調整や相互協力，相互研修を目的とした連携が不可欠です。

小学校と中学校との交流・連携が重要であることは言うまでもありませんが，さらに，児童虐待をはじめ，子育てに関わる様々な問題に対する教職員の理解を促進する観点からも，幼稚園・保育所や特別支援学校などとの連携が必要です。また，高等学校段階においては，進路指導・キャリア教育の中で，人権に関わる教育を積極的に組み入れていくことが重要となります。

これらを踏まえつつ，次のようなことを行う中で，教職員間の交流を進める体制を整えながら，系統的・継続的な人権教育の実践に努めていくことが望まれます。

- ・ 校種間の定期的な連携協議会の開催
- ・ 相互の授業公開や授業研究会，合同研修等の実施
- ・ 児童生徒の発達の段階に配慮したカリキュラムの研究の実施

学校における人権教育の取組の一環として，異なる校種の学校との交流学習を推進し異年齢の児童生徒が共に活動する機会を整備していくことは，互いを思いやる感受性や社会性を伸ばすことにもつながり，人権尊重の精神を育てる上で意義深いことです。なお，相互交流の実施に当たっては，よりきめ細かな学習の円滑な実施のため，他校への訪問を計画する学校の教職員が，事前に，訪問先となる他校種の学校の教職員を訪ね，当該校における交流学習や体験的活動の取組への考え方等について，助言や指導を得ておくことが大切です。



# 資料編

## やさしい言葉で書かれた世界人権宣言

ジュネーブ大学のL.マサランティ教授（心理学専攻）を指導者とする研究班が、NGOの一つで人権教育の研修や普及に活躍しているEIP（平和の手段としての学校のための世界協会）と協力して1979年に開発・公表した簡易テキストによる世界人権宣言です。人権に関する最も重要な国際文である「世界人権宣言」を誰もが読んで理解できるように、フランス語での日常会話で使われている約2,500語だけで人権宣言をやさしく書き換えています。さらに30ヶ条からなる人権宣言の内容を5つのカテゴリー（あなた、家庭、社会、国、世界）に分類し、一部は順序を入れ替えるなど、理解しやすくするための工夫をしています。ただし日常生活で使う基本的な言葉だけで、人権宣言の内容を十分にあらわすことには当然無理もあるので、人権宣言の原文もあわせて読めるように並べて印刷されています。小学生から大人まで、誰もが学習に使える教材です。なお、EIPから英語版も刊行され、広く世界的に活用されてきています。英語の授業でも活用できるよう、英語版も掲載しておきます。

- 第1条（世界） 子どもたちは生まれつき、だれもがみな自由であって、いつもわけへだてなくあつかわれるべきです。  
（原文） すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。
- 第3条（あなた） あなたは生きる権利、自由に、安心して生きる権利をもっています。  
（原文） すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。
- 第4条（社会） だれにもあなたを奴隷にする権利はありません。あなたもだれかを自分の奴隷にすることはできません。  
（原文） 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。
- 第5条（社会） あなたを拷問する、つまり、あなたを痛めつけて苦しめる権利はだれにもありません。あなたも、だれであれひとを拷問することはゆるされません。  
（原文） 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。
- 第7条（国） 法律はすべての人に対して同じはたらきをします。法律はあらゆる人々に同じにあてはめられるべきです。  
（原文） すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。
- 第8条（国） 国の法律が守られていないようなできごとがあなたの身におこったとき、あなたは法律によって自分を守ってくれるように要求することができます。  
（原文） すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
- 第9条（あなた） 不正に、あるいは理由もなく、あなたを牢屋に入れたり、どこかに閉じ込めたり、あなたの国から追い出したりする権利は、だれにもありません。  
（原文） 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。
- 第10条（社会） あなたがもし裁判にかけられるようなことがあっても、その裁判は秘密に行われてはなりません。あなたを裁く人は、だれからもさしずを受けてはなりません。  
（原文） すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

- 第11条 (あなた) あなたは有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされなければなりません。あなたはある罪があるとうたえられたとき、つねに自分を守る権利があります。あなたがやっていないことについてあなたをとがめたり、罰を加える権利は、だれにもありません。
- (原文) 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。  
何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。
- 第6条 (あなた) どこにいても、あなたは他のどんな人とも同じように守られるべきです。
- (原文) すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
- 第12条 (あなた) もしだれかが、あなたの生活の仕方や、あなたやあなたの家族の考え方や、それを文章に書いたものをむりやり変えさせようとするとき、あなたにはそんなことをされないように守ってくれるように要求する権利があります。
- (原文) 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
- 第13条 (あなた) あなたは自分の国のうちを、好きなように行ったり来たりする権利をもっています。あなたは自分の国を離れて、別な国へ行く権利をもっています。またそうしたければ、ふたたびもとの自分の国へもどることもできます。
- (原文) すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。
- 第14条 (あなた) もしだれかがあなたに害を加えて苦しめるときには、あなたは別の国へ行って、あなたを守ってくれるようにたのむ権利をもっています。あなたがだれかを殺したり、あなた自身がここに書かれていることを大切に、守らないときには、あなたはそのような権利をもちません。
- (原文) すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。  
この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。
- 第15条 (あなた) あなたはひとつの国の国民となる権利をもっています。また、だれももっともな理由がないのに、あなたが自分でねがって他の国の国民になろうとするのをさまたげることはできません。
- (原文) すべて人は、国籍をもつ権利を有する。  
何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。
- 第16条 (家族) だれでも子どもをもてるような年齢になったらすぐに、男性でも女性でも結婚して、家庭をつくる権利をもっています。このことについては、あなたの皮膚の色が何色であるか、あなたの出身国がどこであるか、まったく関係ありません。男女は結婚について、あるいは離婚について、まったく等しい権利をもつのです。だれもだれかをむりやり結婚させることはできません。
- (国) あなたの国の政府はあなたの家庭とその成員を守るべきです。
- (原文) 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。  
婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。  
家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

- 第25条 (家庭) あなたは、あなたとあなたの家族が病気にならないために、また病気になったときに世話を受けられるために、飢えることがないために、寒さに悩むことがないために、住居をもつために、必要な一切のものをもつ権利をもっています。子どもを産もうとしている母とその子は、援助を受けるべきです。すべての子どもはその母親が結婚しているかいないかにかかわらず、同じ権利をもっています。
- (原文) すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。  
母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。
- 第26条 (あなた) あなたは学校に通う権利、ただで義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活しつづけることを教えらるべきです。
- (家族) あなたの両親は、あなたがどのように教育されるか、また学校で何を教えられるかを選ぶ権利をもっています。
- (原文) すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。  
教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。  
親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。
- 第17条 (あなた) あなたは、他のだれもと同じように、いろいろなものを自分のものとして持つ権利をもっています。だれにもそれをあなたからうばいとる権利はありません。
- (原文) すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。
- 第18条 (あなた) あなたは、信じる宗教を自由に選んだり、別なものに変えたり、ひとりで、あるいは他の人々といっしょに、望むとおりに信じておこなう権利をもっています。
- (原文) すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。
- 第19条 (あなた) あなたは好きなようにものごとを考えたり、あなたが好むことを言い表す権利をもっています。だれもあなたがそうするのを禁止することはできません。
- (社会) あなたはどこに住んでいても、あなたの考えを他の国の人々とやりとりすることが許されるべきです。
- (原文) すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。
- 第20条 (国) だれもひとを何かの集団にむりやり所属させることはできません。だれでも集会を組織する権利、自分の意志で集会に参加する権利、平和的な方法で協同するために集まる権利をもっています。
- (原文) すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。



何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 (あなた) あなたは、たとえば政府の一員となることによって、あるいはあなたと同じ考えをもつ政治家を選ぶことによって、あるいはあなたの選択を自由に投票によって示すことによって、あなたの国のことがらに積極的に参加する権利をもっています。

(国) これらの行為は、すべての人々の意志を、投票した人がだれの名前を書いたかを知ることがない自由な投票によって表現するものです。投票は男か女かにかかわらず平等で、だれもおこなうことができます。

(原文) すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第23条 (あなた) あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。

(社会) もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。すべて働く人々は、自分たちの利益を守るために団結する権利をもっています。

(原文) すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条 (社会) 労働時間はあまり長すぎではありません。というのはだれもが休息する権利をもっているものであり、定期的に給料をもらいながら休みを取ることができるべきだからです。

(原文) 何人も、労働時間の合理的な制限と定期的な有給休暇とを含む休息および余暇を得る権利を有する。

第27条 (社会) あなたが芸術家であろうと、作家であろうと、科学者であろうと、あなたはあなたの作品を自由に他の人と分かち合い、共同でおこなったことがらから利益を得ることが許されるべきです。

(あなた) あなたの作品はあなたのものであるべきであり、あなたはそれらから利益を得ることが許されるべきです。

(原文) 何人も、自由に、社会の文化的生活に参加し、芸術を楽しみ、かつ科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。

何人も、自己が創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神のおよび物理的利益の保護をうける権利を有する。

第22条 (社会) あなたが住んでいる社会は、あなた、および、あなたの国に住んでいるすべての男の人、女の人に与えられているあらゆる便宜（文化にかかわる、お金の面での、身を安全に守るうえでの）を、あなたが発展させ、享受するのを助けるべきです。

(原文) 何人も、社会の一員として、社会保障をうける権利を有し、かつ、国家的努力および国際的潛力を通じて、また、各国の組織および資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利の実現に対する権利を有する。

- 第25条 (あなた) あなたは、仕事がないために、病気であるために、年をとったために、あなたの妻または夫が亡くなったために、あるいはあなたの力ではどうにもできないことがらのために、働くことができないような場合には、助けてもらう権利をもっています。
- (原文) すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。  
母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。
- 第28条 (世界) あなたの権利や自由があなたの国において、また世界の他の国々において尊重されるために、それらの権利や自由を十分に保護することのできる「秩序」がなければなりません。
- (原文) すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。
- 第29条 (あなた) こういうわけで、あなたは、あなたの人間らしさを発展させることを認める人々のなかに住んでいるのですから、そういう人々に対してあなたも同じようにする義務を負っているのです。
- (原文) すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。  
すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。  
これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。
- 第30条 (世界) 世界のあらゆるところにおいて、どんな社会も、どんな個人も、これまでいろいろ挙げてきた権利や自由を無効なものにしようなどとすることは許されません。
- (原文) この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。
- 第2条 (世界) したがって、たとえあなたと同じ言語を話さなくても、あなたと同じ皮膚の色でなくても、あなたと同じ考え方をしなくても、あなたと同じ宗教を信じていなくても、あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても、あなたと国籍が同じでなくても、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。
- (原文) すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。  
さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

《英語版》 The Universal Declaration of Human Rights in Daily Language

Article 1

World When children are born, they are free and should always be treated in the same way.

All human beings are born free and equal in dignity and rights.

They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood.

### Article 3

You You have the right to live, to live in freedom and in safety.

Everyone has the right to life, liberty and security of person.

### Article 4

Society Nobody has the right to make you their slave and you cannot make anyone your slave.

No one shall be held in slavery or servitude; slavery and the slave trade shall be prohibited in all their forms.

### Article 5

Society Nobody has the right to torture you, that is, to hurt you, and you cannot torture anyone.

No one shall be subjected to torture or to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment.

### Article 7

Country The law is the same for everyone: it should be applied in the same way for all.

All are equal before the law and are entitled without any discrimination to equal protection of the law. All are entitled to equal protection against any discrimination in violation of this Declaration and against any incitement to such discrimination.

### Article 8

Country You can ask for legal protection when the law of your country is not respected.

Everyone has the right to an effective remedy by the competent national tribunals for acts violating the fundamental rights granted him by the constitution or by law.

### Article 9

You Nobody has the right to put you in prison, to keep you there, to send you away from your country, unjustly or without a reason.

No one shall be subjected to arbitrary arrest, detention or exile.

### Article 10

Society If you must go on trial, this should be done in public. The people who try you should not let themselves be influenced by others.

Everyone is entitled in full equality to a fair and public hearing by an independent and impartial tribunal, in the determination of his rights and obligations and of any criminal charge against him.

### Article 11

You You should be considered innocent until it can be proved that you are guilty. If you are accused of a crime, you always have the right to defend yourself. Nobody has the right to condemn you and punish you for something you have not done.

- (1) Everyone charged with a penal offence has the right to be presumed innocent until proved guilty according to law in a public trial at which he has had all the guarantees necessary for his defence.
- (2) No one shall be held guilty of any penal offence on account of any act or omission which did not constitute a penal offence, under national or international law, at the time when it was committed. Nor shall a heavier penalty be imposed than the one that was applicable at the time the offence was committed.

### Article 6

You You should be protected in the same way, everywhere and like everyone else.

Everyone has the right to recognition everywhere as a person before the law.

#### Article 12

You You have the right to ask to be protected if someone wants to force you to change: the way you are; what you and your family think or write.  
Nobody can enter your house without a reason.

No one shall be subjected to arbitrary interference with his privacy, family, home or correspondence, nor to attacks upon his honor and reputation. Everyone has the right to the protection of the law against such interference or attacks.

#### Article 13

You You have the right to come and go as you wish in your country.  
You have the right to leave your country for another one; and you can return to your country if you want.

- (1) Everyone has the right to freedom of movement and residence within the borders of each state.
- (2) Everyone has the right to leave any country, including his own, and to return to his country.

#### Article 14

You If someone hurts you, you have the right to go to another country and ask it to protect you.  
You lose this right if you have killed someone and if you, yourself, do not respect what is written here.

- (1) Everyone has the right to seek and enjoy in other countries asylum from persecution.
- (2) This right may not be invoked in the case of prosecutions genuinely arising from non-political crimes or from acts contrary to the purposes and principles of the United Nations.

#### Article 15

You You have the right to belong to a country and nobody can prevent you, without a good reason, from belonging to another country if you wish.

- (1) Everyone has the right to a nationality.
- (2) No one shall be arbitrarily deprived of his nationality nor denied the right to change his nationality.

#### Article 16

Family As soon as a person is old enough to have children, he or she has the right to marry and have a family. In doing this, neither the color of your skin, nor the country you come from has any importance. Men and women have the same rights when they are married and also when they are separated.

Nobody can force a person to marry.

Country The government of your country should protect your family and its members.

- (1) Men and women of full age, without any limitation due to race, nationality or religion, have the right to marry and to found a family. They are entitled to equal rights as to marriage, during marriage and at its dissolution.
- (2) Marriage shall be entered into only with the free and full consent of the intending spouses.
- (3) The family is the natural and fundamental group unit of society and is entitled to protection by society and the State.

#### Article 25

Family You have the right to have whatever is necessary so that you and your family : do not fall ill and so that you are looked after when you are ill, are not hungry; are not cold; have a house.

The mother who is going to have a baby and her baby when it is born, should be helped.  
All children have the same rights, even if the mother is not married.

- (1) Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control.
- (2) Motherhood and childhood are entitled to special care and assistance. All children, whether born in or out of wedlock, shall enjoy the same social protection.

#### Article 26

**You** You have the right : to go to school; to take advantage of compulsory education without having to pay anything. You should be able to learn a profession or continue your studies as far as you wish. At school, you should be able to develop all your talents and you should be taught to get on with others, whatever their religion or the country they come from.

**Family** Your parents have the right to choose how you will be taught, and what you will be taught at school.

- (1) Everyone has the right to education. Education shall be free, at least in the elementary and fundamental stages. Elementary education shall be compulsory. Technical and professional education shall be made generally available and higher education shall be equally accessible to all on the basis of merit.
- (2) Education shall be directed to the full development of the human personality and to the strengthening of respect for human rights and fundamental freedoms. It shall promote understanding, tolerance and friendship among all nations, racial or religious groups, and shall further the activities of the United Nations for the maintenance of peace.
- (3) Parents have a prior right to choose the kind of education that shall be given to their children.

#### Article 17

**You** Like everyone else, you have the right to own something and nobody has the right to take it from you.

- (1) Everyone has the right to own property alone as well as in association with others.
- (2) No one shall be arbitrarily deprived of his property.

#### Article 18

**You** You have the right to choose your religion freely, to change it, to practise it as you wish, on your own or with other people.

Everyone has the right to freedom of thought, conscience and religion; this right includes freedom to change his religion or belief, and freedom, either alone or in community with others and in public or private, to manifest his religion or belief in teaching, practice, worship and observance.

#### Article 19

**You** You have the right to think what you want, to say what you like, and nobody can forbid you from doing so.

**Society** You should be able to exchange your ideas with men and women from other countries, no matter where they live.

Everyone has the right to freedom of opinion and expression; this right includes freedom to hold opinions without interference and to seek, receive and impart information and ideas through any media and regardless of frontiers.

#### Article 20

**Country** Nobody can force a person to belong to a group but everyone has the right: to organize meetings; to take part in a meeting if he or she wants to, to meet in order to work together in a peaceful way.

- (1) Everyone has the right to freedom of peaceful assembly and association.
- (2) No one may be compelled to belong to an association.

#### Article 21

**You** You have the right to take an active part in your country's affairs: by belonging to the government; by choosing politicians who have the same ideas as you; by going to vote freely to show your choice.

**Country** These actions should express the will of all the people by a secret vote. Men's and women's votes are equal and everyone can vote.

- (1) Everyone has the right to take part in the government of his country' directly or through freely chosen representatives.
- (2) Everyone has the right of equal access to public service in his country.
- (3) The will of the people shall be the basis of the authority of government; this will shall be expressed in periodic and genuine elections which shall be by universal and equal suffrage and shall be held by secret vote or by equivalent free voting procedures.

#### Article 23

**You** You have the right to work, to be free to choose your work, to receive a salary which allows you to live and support your family.

**Society** If a man and a woman do the same work, they should receive the same salary. All people who work have the right to group together to defend their interests.

- (1) Everyone has the right to work, to free choice of employment, to just and favorable conditions of work and to protection against unemployment.
- (2) Everyone, without any discrimination, has the right to equal pay for equal work.
- (3) Everyone who works has the right to just and favorable remuneration ensuring for himself and his family an existence worthy of human dignity, and supplemented, if necessary, by other means of social protection.
- (4) Everyone has the right to form and to join trade unions for the protection of his interests.

#### Article 24

**Society** Each work day should not be too long, for everyone has the right to rest and should be able to take regular paid holidays.

Everyone has the right to rest and leisure, including reasonable limitation of working hours and periodic holidays with pay.

#### Article 27

**Society** Whether you are an artist, a writer or a scientist, you should be free to share the work with others and to profit from what you have done together.

**You** Your works should be protected and you should be able to benefit from them.

- (1) Everyone has the right freely to participate in the cultural life of the community, to enjoy the arts and to share in scientific advancement and its benefits.
- (2) Everyone has the right to the protection of the moral and material interests resulting from any scientific, literary or artistic production of which he is the author.

#### Article 22

**Society** The society in which you live should help you to develop and make the most of all the advantages (culture, money, protection of your person) which are offered to you and to all the men and women in your country.

Everyone, as a member of society, has the right to social security and is entitled to realization, through national effort and international co-operation and in accordance with the organization and resources of each State, of the economic, social and cultural rights indispensable for his dignity and the free development of his personality.

#### Article 25

**You** You have the right to be helped if you cannot work: because there is no work ; because you are ill; because you are too old; because your wife or husband is dead ; for any other reason beyond your control.

- (1) Everyone has the right to a standard of living adequate for the health and well-being of himself and of his family, including food, clothing, housing and medical care and necessary social services, and the right to security in the event of unemployment, sickness, disability, widowhood, old age or other lack of livelihood in circumstances beyond his control.
- (2) Motherhood and childhood are entitled to special care and assistance. All children, whether born in or out of wedlock, shall enjoy the same social protection.

#### Article 28

**World** So that your rights and freedoms are respected, in your country and all the other countries in the world, there must be an 'order' which can fully protect these rights and freedoms.

Everyone is entitled to a social and international order in which the rights and freedoms set forth in this Declaration can be fully realized.

#### Article 29

**You** This is why you also have duties towards the people you live amongst, who also allow you to develop your personality.

**Society** The law does not take anything away from Human Freedoms and Rights, but it allows everyone to respect others and to be respected.

- (1) Everyone has duties to the community in which alone the free and full development of his personality is possible.
- (2) In the exercise of his rights and freedoms, everyone shall be subject only to such limitations as are determined by law solely for the purpose of securing due recognition and respect for the rights and freedoms of others and of meeting the just requirements of morality, public order and the general welfare in a democratic society.
- (3) These rights and freedoms may in no case be exercised contrary to the purposes and principles of the United Nations.

#### Article 30

**World** In all parts of the world, no society, no human being can take it upon himself to destroy the rights and freedoms which you have just been reading about.

Nothing in this Declaration may be interpreted as implying for any State, group or person any right to engage in any activity or to perform any act aimed at the destruction of any of the rights and freedoms set forth herein.

#### Article 2

**World** Therefore, everyone has the right to possess or to take advantage of all that has just been said:  
even if he or she does not speak your language  
even if he or she does not have the color of your skin  
even if he or she does not think like you  
even if he or she does not have the same religion as you  
even if he or she is poorer or richer than you  
even if he or she is not from the same country as you.

Everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, color, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status.

Furthermore, no distinction shall be made on the basis of the political, jurisdictional or international status of the country or territory to which a person belongs, whether it be independent, trust, non-self-governing or under any other limitation of sovereignty.

## 【「日本国憲法」及び「同和問題の解決に関する法律」】

### 「日本国憲法」

1946（昭和21）年11月3日公布

1947（昭和22）年5月3日施行

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

**第24条** ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

### 「同和对策審議会答申」（一部）

1965（昭和40）年8月11日答申

同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。

※この答申は、同和問題解決のための行政施策の出発点となりました。

### 「同和問題の解決に関する法律」

- 「同和对策事業特別措置法」 昭和44(1969)年度～昭和53(1978)年度(10年間)  
昭和54(1979)年度～昭和56(1981)年度(3年間延長)
- 「地域改善対策特別措置法」 昭和57(1982)年度～昭和61(1986)年度(5年間)
- 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」  
昭和62(1987)年度～平成3(1991)年度(5年間)  
平成4(1992)年度～平成8(1996)年度(5年間延長)
- 「人権擁護施策推進法」 平成9(1997)年度～平成13(2001)年度(5年間)

※これらの法律に基づいて、実態的差別及び心理的差別をなくす取組が推進されてきました。



# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

## 第1条

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義） 第2条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念） 第3条

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務） 第4条

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務） 第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

## 第6条

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

## 第7条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告） 第8条

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置） 第9条

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日） 第1条

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し） 第2条

この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 人権啓発映画・ビデオ・DVDの紹介と活用について

### (1) 効果的な活用について

映画の視聴は、視覚や聴覚を通して学習（研修）者の感性に訴えるばかりか、映画から受けたそれぞれの思いや考えを交流することによって、人権問題についての理解を深めたり、正しく認識したりすることのできる効果的な学習（研修）方法です。

実施に当たっては、学習（研修）のねらいに合わせて映画を選定するとともに、次のような点に留意して計画を立てることが大切です。

- 学習（研修）者の実態を踏まえ、年齢層、性別、社会的な立場、あるいは地域性等、その生活背景の違いに配慮する。
- 学習（研修）のねらいが達成できるよう、計画の中に映画の内容と関わった話し合い等の学習（研修）を効果的に位置付ける。
- 制作意図や視点等を十分把握した上で映画の選定を行い、学習者（研修）者には、あらすじ等の情報を資料として事前に配布するなどして、映画を正しく理解できるようにする。
- 視聴後は、学習（研修）者の共感的理解を生かしながら、差別をなくしていこうとする意識を深めたり、日常生活への行動化を図ったりできるように適切な指導・助言をする。
- 映画の活用方法の例  
(導入としての活用)  
映画の視聴→講義（講演）、話し合い→まとめ  
(学習や研修を深めるための活用)  
講義（講演）→映画の視聴→話し合い→まとめ  
(学習や研修のまとめとしての活用)  
講義（講演）、話し合い→映画の視聴→まとめ

### (2) 貸出機関について

#### 岐阜県視聴覚ライブラリー

【所在地】岐阜市宇佐4-2-1

【業務時間】開館日の午前10時～午後8時（土日祝日は午前10時～午後6時）  
開館日は岐阜県図書館のホームページで確認してください。

【電話番号】058-275-5111

【FAX】058-275-5115

【その他】ホームページから所蔵リストの確認ができます。  
E-mail: mapstaff@library.pref.gifu.lg.jp

#### 岐阜県人権啓発センター

【所在地】岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁6階（北側）

【業務時間】平日午前9時から午後5時（土、日、祝日、年末年始は休み）

【電話番号】058-272-8252（直通）

【FAX】058-278-2615

【その他】ホームページから所蔵リストの確認ができます。

#### 岐阜地方法務局

【所在地】岐阜市金竜町5丁目13（北側）

【業務時間】平日午前9時から午後5時（土、日、祝日、年末年始は休み）

【電話番号】058-245-3181

【その他】「岐阜県人権啓発活動ネットワーク協会」のホームページから所蔵リストの確認ができます。

#### 岐阜市人権啓発センター

【所在地】岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所

【業務時間】平日午前9時から午後5時（土、日、祝日、年末年始は休み）

【電話番号】058-265-4141 内線6371

【その他】ホームページから所蔵リストの確認ができます。  
E-mail: jinken@gifu.gifu.jp

# 教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における「三つの力」(例)

これまで以上に人権同和教育指導資料では、教科や領域における指導事例は勿論のこと、学校生活における指導事例も掲載してきた。これは、学校教育においても全教育活動を通して、日々の指導を意図的に継続的に行うことが大切であるからである。この三つの力」をまとめた。なお「例」として、既に発刊された資料も参考に、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権同和教育で身に付けさせたい「三つの力」を具体化することとが大切である。この三つの力」をまとめた。なお「例」として、既に発刊された資料も参考に、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間における人権同和教育で身に付けさせたい「三つの力」を具体化することとが大切である。

| 教科領域等    | 各教科、領域等において育む資質や能力        | 認識力   | 自己啓発力  | 行動力  |
|----------|---------------------------|---|--|--|
| 国語       | ◆ 国語を適切に表現する力と正確に理解する力の育成 | ◎ 身近な生活の中にある不合理な点や、見抜き、見抜いたり、科学的思考や判断の力<br>・ 確かな根拠に基づいた科学的思考や判断の力<br>・ 差別の構造や歴史的経緯の理解 | ◎ 生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別の弱さを克服する力<br>・ 自己の弱さを克服する力<br>・ 自己の弱さを克服する力                              | ◎ 日常生活の中の人々との関わりを深めることのできる力<br>・ 差別的な言動に対して、それを正そうとする態度<br>・ 相手の立場を尊重した行為        |
| 社会       | ◆ 社会的な見方や考え方や公民的資質の基礎の育成  | ◆ 社会的な見方や考え方や公民的資質の基礎の育成<br>◆ 社会的な見方や考え方や公民的資質の基礎の育成<br>◆ 社会的な見方や考え方や公民的資質の基礎の育成      | ◆ 「自由・権利と責任・義務の関係」を生活の場面で理解する力<br>◆ 自由・権利と責任・義務の関係」を生活の場面で理解する力<br>◆ 自由・権利と責任・義務の関係」を生活の場面で理解する力 | ◆ 社会的な見方や考え方や公民的資質の基礎の育成<br>◆ 社会的な見方や考え方や公民的資質の基礎の育成<br>◆ 社会的な見方や考え方や公民的資質の基礎の育成 |
| 算数<br>数学 | ◆ 事象を数理的に考察し表現する能力の育成     | ◆ 物事を数学的に捉え、課題を明確にし、見通しを持って、適切な方法で解決する力<br>◆ 数量や図形に表れる概念や原理・法則、簡潔に表現する方法を測定する力        | ◆ 学習過程を振り返り、自分の見方や考え方を改善し、よりよいものにしていくこととすることの意欲  | ◆ 根拠を明らかにして、正しい判断をし、より合理的、論理的に考えていくこととすることの意欲                                    |

|                |  |  |  |   |
|----------------|--|--|--|---|
| 理科             | <p>◆ 科学的な見方や考え方の育成</p> <p>◆ 科学的な自然観の育成</p>     | <p>◆ 事実の客観的な知識や概念を用いた合理的な判断</p> <p>◆ 観察、実験の結果を分析して解釈する科学的な探究能力</p> <p>◆ 自然の事物・現象に対する総合的な見方</p> | <p>◆ 科学技術の発展と人間生活との関わりについて、自然の認識を深め、自ら見つけようとする意欲</p> <p>◆ 生命の尊厳や自然環境の保全の重要性を自覚する意欲</p> | <p>◆ 非科学的で不合理なものへの考え方を正す意欲</p> <p>◆ 生命を尊重する意欲</p>   |
| 音楽             | <p>◆ 豊かな情操と生活態度の育成</p> <p>◆ 豊かなものを育む意欲</p>     | <p>◆ 音楽の多様性の理解</p>   | <p>◆ 多様な音楽のよさや美しさを理解する意欲</p> <p>◆ 音楽のよさや美しさを理解する意欲</p>                                 | <p>◆ 我が国や外国の音楽文化を尊重する意欲</p> <p>◆ 我が国や外国の伝統音楽文化を尊重する意欲</p>   |
| 図工<br>美術       | <p>◆ 豊かな情操と心豊かな生活態度の育成</p> <p>◆ 創造的意欲を育む意欲</p> | <p>◆ 造形要素に基づいた確かな根拠をもった作品への理解</p> <p>◆ よさや美しさの多様性の理解</p>                                       | <p>◆ よりよい表現を求めたい意欲</p> <p>◆ よりよい表現を求めたい意欲</p>  | <p>◆ 自分の思いを色や形や強く表現したい意欲</p> <p>◆ 我が国や外国の美術文化の継承や創造に関心をもち、互いを尊重する意欲</p>   |
| 技術             | <p>◆ 進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度の育成</p>             | <p>◆ 技術と社会・環境との関わりの中での自己と社会の理解</p> <p>◆ 自己と社会、家庭と社会の理解</p>                                     | <p>◆ 仕事や勉強の意欲</p> <p>◆ 生活の中で自分の問題として捉えようとする意欲</p>                                      | <p>◆ これからの生活を創造して、よりよい生活を創造したい意欲</p> <p>◆ 習得した知識と技術を活用して、生活を豊かにしたい意欲</p> <p>◆ ルールやマナーを守り、適度に技術を活用しようとする意欲</p>         |
| 家庭             | <p>◆ 進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度の育成</p>             | <p>◆ 生活の基盤となる家庭や家族の機能についての理解</p> <p>◆ 家族と社会や環境の関わりについての科学的な理解</p>                              | <p>◆ 家族の一員としての役割と責任から、自己の在り方について考えようとする意欲</p> <p>◆ これからの生活を主体的に捉えようとする意欲</p>           | <p>◆ 男女が協力してよりよい家庭生活を創造しようとする意欲</p>   |
| 体育<br>保健<br>保体 | <p>◆ 明るく豊かで活力のある生活を営む意欲の育成</p>                 | <p>◆ 健康・安全に関わる人権課題の理解</p> <p>◆ 仲間と練習や作戦等について話し合う論理的な思考力</p> <p>◆ 運動のルールやマナーの必要性やその意味の理解</p>    | <p>◆ 自己の能力に適した運動に精一杯取り組む意欲</p> <p>◆ 運動や健康・安全に関わる人権課題を自覚する意欲</p>                        | <p>◆ 誰とでも仲よく、協力し合って運動しようとする意欲</p> <p>◆ ルールを守り、公正・公平な態度で運動し、記録や勝敗の結果を正しく受け止める意欲</p> <p>◆ 健康・安全に関わる人権課題の解決を図ろうとする意欲</p> |

|                  |  |  |  |   |
|------------------|--|--|--|---|
| <p>外国語</p>       | <p>◆ コミュニケーション能力の育成</p>                      | <p>◆ 我が国の文化と言語とその背景に<br/>◆ 多様な文化に対する理解<br/>◆ 相手や状況に応じた適切な表現</p>                                | <p>◆ 我が国の行動の仕方の多様な見方<br/>◆ 我が国の文化の仕方の見方<br/>◆ 我が国の文化の仕方の見方</p> | <p>◆ 我が国の人々の多様な生活や風俗習慣を尊重する態度</p>                                 |
| <p>生活</p>        | <p>◆ 自立への基礎を養う<br/>◆ 生活者としての資質や能力の育成</p>     | <p>◆ 身近な人々、社会及び自然に対する<br/>◆ 集団生活の存在、友達の成長<br/>◆ 自分自身の可能性、心身の成長</p>                             | <p>◆ 身近な人々、社会及び自然に対する<br/>◆ 生活の工夫を工夫した<br/>◆ 生活の工夫を工夫した</p>    | <p>◆ 身近な人々、社会及び自然に対する<br/>◆ 生活の工夫を工夫した<br/>◆ 生活の工夫を工夫した</p>       |
| <p>道徳</p>        | <p>◆ 豊かな心、よりよい生活方を<br/>◆ 求め実践する人間の育成</p>     | <p>◆ 道徳的価値についての理解<br/>◆ 善悪を判断する能力<br/>◆ 断善断惡、不正な事象への対応</p>                                     | <p>◆ 自分自身の道徳的価値<br/>◆ 道徳的価値の大切さを感じ取り<br/>◆ 道徳的価値の大切さを感じ取り</p>  | <p>◆ 道徳的価値についての理解<br/>◆ 善悪を判断する能力<br/>◆ 断善断惡、不正な事象への対応</p>        |
| <p>特別活動</p>      | <p>◆ よりよい生活や人間関係を築く<br/>◆ 自己の力を生かす実践的な活動</p> | <p>◆ 学校生活や社会生活の中にある<br/>◆ 不合理な状況やモラルの意<br/>◆ 義、正義感や公正さを重んじる心、<br/>◆ 律・自制の心などの大切さの理<br/>◆ 解</p> | <p>◆ 自分自身の意欲<br/>◆ 男女の意欲<br/>◆ 自己の意欲</p>                       | <p>◆ 学級や学校の生活や行事の意義<br/>◆ 学校生活や行事の意義<br/>◆ 学校生活や行事の意義</p>         |
| <p>総合的な学習の時間</p> | <p>◆ よりよく問題を解決する力を<br/>◆ 育成する</p>            | <p>◆ 内容(テーマ)と課題「福祉」<br/>◆ 社会生活における具体的な問題<br/>◆ 身近な生活における具体的な問題<br/>◆ 課題の調査や追究方法についての理</p>      | <p>◆ 内容に関する問題に対して、願<br/>◆ 望をもち、問題の解決に尽力しよ<br/>◆ うとする</p>       | <p>◆ 問題の解決や探究活動に、主体的<br/>◆ 創造的、協同的に取り組む態度<br/>◆ 目的の達成を通じた生活態度</p> |

# ひびきあい

平成15年3月 岐阜県人権同和教育協議会  
(平成18年2月一部改訂)

## 岐阜県人権同和教育基本方針

(平成14年3月16日 教育委員決定)

### 人権同和教育に関する基本的態度

人権問題は、是すことのできない永久の権利としての人間の自由と平等に関する問題である。  
人権問題は、人々が生存の自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利(人権)を侵害する問題であり、すべての人間が生まれながらに自由であり、かつ、尊敬と権利について平等であるという人類普遍の原理に関する国際的・国民的な問題である。

人権同和教育の中心となる理念は、憲法及び教育基本法の本旨に則り、人権尊重の精神を貫くことにより、民主的人間としての資質の育成と、民主的人間関係の醸成を図ることにある。

人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。  
学校教育においては、全教育活動に週し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を重んじ、合理的精神を養い、人と人との間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくするための教育を推進するよう努める。

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を要するため、世の中にある不合理な差別をなくするよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

本原の人権同和教育は、上記の精神に則り県民的課題として推進しなければならない。

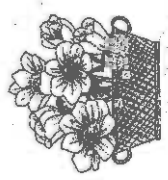
これまでの同和教育の推進によって偏見や差別の解消が進んできた成果を踏まえ、同和教育を人権問題の重要な柱として捉えて、すべての県民の正しい認識と理解を一層深めるとともに様々な人権問題を解決できる実践力を高めていくことが必要である。

したがって、人権同和教育は、あらゆる場において考慮すべき県民的課題であり、教育の中立性を確保しつつ、個人の尊厳を重んじ民主的・合理的精神を尊重する教育・啓発を積極的に進めなければならない。

この人権同和教育の推進に当たっては、学校教育と社会教育が密接な連携のもと計画的、継続的に取り組むことが肝要である。

### 人権同和教育施策の方向

すべての学校及び地域社会において、人権同和教育を推進する。  
人権同和教育推進のための研修を充実する。  
すべての学校及び地域社会において、人権問題解決のための啓発に努める。



人権同和教育に関する資料は、岐阜県教育委員会、岐阜県人権同和教育協議会などからたくさん発行されています。主な資料を紹介いたしますので、ぜひ活用してください。

#### 同和教育指導者手引

岐阜県同和教育協議会が平成3年3月に発行。「同和教育の正しい認識」「身近な人権問題と人権問題」「学校同和教育」「社会同和教育」など、人権同和教育を指導するすべての人に熟読してほしい資料です。

#### 統一心のふれあい

岐阜県同和教育協議会が平成12年3月に発行。人権に関する重要課題の基礎的理解に最適な小冊子。平成13年3月には「活用手引」が発行されており、活用方法が具体的に示されています。

#### 人権同和教育指導資料

岐阜県教育委員会が作成している資料。平成14年3月に、第39集が発行されています。(第37集までは「同和教育指導資料」(教科や領域ごとに編集されているものもあり)人権同和教育の在り方について具体的に記述されています。

#### 人権同和ざぶ

平成13年3月(No.63)まで、「ざぶざぶ」という名称で、年2～3回発行されてきた岐阜県人権同和教育協議会の機関誌。人権同和教育の動向、県内の先進的な実践事例、岐阜県教育委員会が導入した人権啓発映画などが紹介されています。

- ◇ 法務省人権協議会 <http://www.moj.go.jp/JINKEN>
- ◇ 岐阜県地域住民部人権施策推進室 <http://www.pref.gifu.lg.jp/contents/news/s112/s11227/>
- ◇ 岐阜県県民生活部人権施策推進課 (4月より)

インターネットから人権に関する資料情報を探せます。  
啓発映画などの取組資料も活用できます。

| 名称                      | 所在地                           | 電話番号         |
|-------------------------|-------------------------------|--------------|
| 岐阜県人権啓発センター             | 岐阜市藪田南2-1-1(県庁内)              | 058-276-7117 |
| 岐阜県視聴覚ライブラリー            | 岐阜市宇佐4-2-1(岐阜県図書館内)           | 058-275-5111 |
| 岐阜県高校視聴覚ライブラリー          | 岐阜市長良西後町1716-1(県立長良高校内)       | 058-233-5921 |
| 岐阜市人権啓発センター             | 岐阜市神田町1-11(岐阜市長寿老人聴覚センター内)    | 058-265-4141 |
| 羽島市視聴覚ライブラリー            | 羽島市竹鼻町丸の内6-7(市中央公民館内)         | 058-392-2228 |
| 各務原市総合教育メディアセンター        | 各務原市新加門前町3-1-3(市立中央図書館内)      | 058-383-1124 |
| 大垣地区視聴覚教育協議会            | 大垣市江崎町422-3(西濃綜合庁舎内)          | 0584-73-1111 |
| 大垣市視聴覚ライブラリー            | 大垣市荻本町5-51(大垣市パトリアンセンター・学習部内) | 0584-82-2310 |
| 中濃地区視聴覚ライブラリー           | 関市若草通3-1(関市役所中濃区事務局内)         | 0575-23-7751 |
| 郡上市視聴覚ライブラリー            | 郡上市八幡町島合207-1(郡上市議会文化センター内)   | 0575-67-1128 |
| 可成地区行政事務組合 視聴覚ライブラリー    | 美濃加茂市古井町下古井2610-1(可成綜合庁舎内)    | 0574-25-3111 |
| 東濃西部視聴覚ライブラリー           | 多治見市上野町5-68-1(東濃西部綜合庁舎内)      | 0572-23-1111 |
| 中津川・郡山行政事務協議会 視聴覚ライブラリー | 辰野市長盛町正家1067-71(東野綜合庁舎内)      | 0573-26-1111 |
| 下呂市教育委員会                | 下呂市森原町森原1166-8(聖堂会館内)         | 0576-52-2900 |

# すべての学校(園)及び地域社会において

様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、幼児・児童生徒、県民一人一人が確かな人権感覚を身に付けることができるよう、教育・啓発の充実を努める。

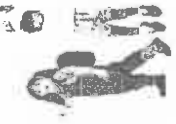
## 人権に関する重要課題

—平成14年3月「人権教育・啓発に関する基本計画」(国)参照—

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>女性</b></p> <p>従来の固定的な性別役割分担意識が依然として残存している。また、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、死傷等、セクシャル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力・差別等が社会的に問題となっている。</p> | <p><b>子ども</b></p> <p>子どもに対する虐待は増加を来しているほか、児童虐待、児童ポルノ、器物乱用など子どもの健康や福祉を害する犯罪も多発している。さらに、学校をめぐっては校内暴力やいじめ、不登校等の問題が依然として顕著な状況にある。</p> | <p><b>高齢者</b></p> <p>高齢者に対する身体的・精神的な虐待やその有する参加のあり方の問題などが指摘されている。</p>   |
| <p><b>障害者</b></p> <p>障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を蒙る。また、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。</p>   | <p><b>同和問題</b></p> <p>最近でも結婚を中心とする差別意識がみられるほか、教育、就業、産業等の面での差別がある。また、同和問題に対しては、同和意識の醸成を促す「えせ同和行状」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。</p>      | <p><b>アイヌの人々</b></p> <p>アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において他の人々となお格差が認められるほか、結婚や就職における偏見や差別の問題がある。</p>           |
| <p><b>外国人</b></p> <p>我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する放火焼灼や入国・入居拒否など様々な人権問題が発生している。</p>                               | <p><b>感染症被害者等</b></p> <p>医学的に見て不正解な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者・元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。</p>                      | <p><b>刑を終えて出所した人</b></p> <p>本人に真摯な更正への意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって顕著な困難な状況にある。</p>               |
| <p><b>犯罪被害者等</b></p> <p>行き過ぎた犯罪報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穏の侵害等が挙げられる。</p>  | <p><b>インターネットによる人権侵害</b></p> <p>他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の人権を侵害するような情報発信、少年被害者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。</p>                     | <p><b>様々な人権問題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性同一性障害のある人々などに対する問題</li> <li>・今後、新たに生じる人権問題など</li> </ul> |

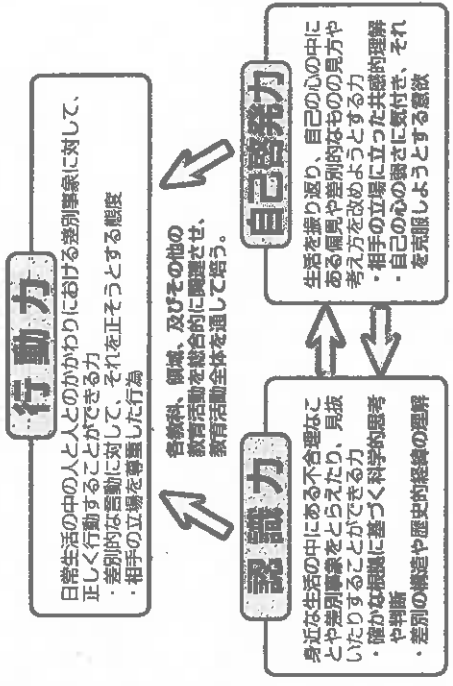
同和問題を人権問題の重要な柱として捉えて  
様々な人権問題に対する正しい認識と理解を

# <より広く・より深く>



## 人権同和教育で育つ3つの力

人権同和教育の推進に当たっては、次の3つの力を培うことを目的として実践することが大切である。



学校教育においては、「人権同和教育の観点」を明らかにし、日々の指導を意図的、継続的に行うことが大切である。

- 指導しようとしている単元(教材、題材等)において、特に指導上の配慮を要する内容があるかを、下記の「基本的に配慮すべき事項」を参考に明らかにする。
- 認め合い、励まし合って学習することにより、学力の向上を図る。
  - 科学的で合理的な見方、考え方を育てる。
  - 自主自立の精神と正義感をもって諸問題の解決を目指すこととする実践的態度を育てる。
  - 相互の信頼と共感に基づく好ましい人間関係の醸成を図る。
  - 正しい勤労観と職業観を育てる。
  - 人権尊重の精神に立ち、公正公平な態度や思いやり的心を育てる。

各単位指導の指導過程のどこで、どのように指導するのかを明らかにする。

「同和教育推進資料」(第34集)、「人権同和教育指導資料」(第38集)等参照

# ひびきあい No.2

平成 16年3月 岐阜県人権同和教育協議会

## 教師の人権感覚を磨くための自己点検項目(例)

- 1 どの児童生徒にも分け隔てなく挨拶をしたり、声をかけたりしていますか。
- 2 駅付物等、どの児童生徒にも丁寧に渡し、全員に配られたかを見回っていますか。
- 3 児童生徒を呼び捨てにしたり、あだ名で呼んだりしていませんか。
- 4 強い立場に置かれがちな児童生徒に気を配っていますか。
- 5 遅刻や忘れ物などをした児童生徒を、理由も聞かずに頭ごなしに叱りつけていませんか。
- 6 児童生徒に注意するとき、「君はいつも△△だ」などと、固定的・断定的に見た言い方をしていませんか。
- 7 「こんなこともわからないの？」などと、さげすんだ言い方をしていませんか。
- 8 兄弟姉妹や他の児童生徒と比べて、ほめたり、しかられたりしていませんか。
- 9 児童生徒に注意するとき、心を配るような言葉は口にしたり、体調を加えたりしていませんか。
- 10 まちがった答えや失敗を冷やかすような言動が見られたとき、見過ごさず指導していますか。
- 11 嫌がらせ・暴力・仲間はずし・いじめなどを見逃さず、指導していますか。
- 12 「あなたは△△だからいじめられるのだ」などと、いじめの原因を被害者のせいにしていませんか。
- 13 「男子(女子)だから・・・」「女(男)のくせに・・・」などと、男女の役割や能力を固定的に見だす言い方をしていませんか。
- 14 「ランクが上の学校」「レベルの低い学校」などと、学校に優劣をつけたり言い方をしていませんか。
- 15 「しっかり勉強しないと、いい職業には就けないよ」などと、職業に良い悪いをつけたり言い方をしていませんか。
- 16 「だらしない」「時間にルーズ」などの個人の問題を、家庭や所属している集団、居住している地域の問題であるかのように言っていますか。
- 17 偏見や差別を温存したり助長したりする用語や表現を使わないようにしていますか。
- 18 話をしたり通信を書いたりするときなど、児童生徒の様々な家庭の事情等に配慮していますか。
- 19 本人の承諾を得ないで、作文や日記等を通信に掲載していませんか。
- 20 個人の成績や各種の調査結果を放置したり、不用意に掲示したりしていませんか。

## 確かな人権感覚を身に付けることを目指して

人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

学校教育においては、全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。その際、個人の尊厳を擁し、合理的精神を養い、人と人の間に存する偏見を解消する指導を行い、不合理な差別をなくするための教育を推進するよう努める。

(「岐阜県人権同和教育基本方針」平成 14年3月6日)

## 人権感覚とは

人権感覚とは、そのときどきの具体的な人権侵害等問題に際して、「ちよっとあかしくないか」「こんなこといいのかわ」という疑問や、「こんなことは人間として許すことができない」という怒りももち、問題解決のため自分ができることは何かを考え、すぐにも行動化しようとする鋭敏な感性のことである。しかも、それは日常生活のあらゆる場面で、ごく自然にじみ出てくるべきものである。

## まず、教師自身が人権感覚を

教師が認識するとならないと、なかなかかわらぬ。教師が何を自指し、実際にどんなことを言ったり行ったりしているかが、児童生徒に大きな影響を及ぼす。

教師の人権感覚は、このことを自覚した意識的・継続的な取組によって磨かれていく。

## 人権感覚を磨くために

- ◇ 同和教育を人権問題の重要な柱として捉え、教師自身が本を讀んだり、講演を聴いたりして、様々な人権問題に対する正しい認識と理解を深める。
- ◇ 日常生活で起こる人権に関する様々な問題について意見交流するなどして、人権に対する関心を高める。
- ◇ 教育活動全体を通して、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成することを意識し、実践する。
- ◇ どのような言動が児童生徒の心を傷つけてしまおうか、児童生徒の人権を大切にしたいか、児童生徒はどうかあるべきかを、具体的な事例を通して学ぶ。
- ◇ 教師自身が児童生徒の心を傷つけるようなことや偏見を助長するようなことを言ったり、行ったりしていないかを自己点検する機会をもつ。





学校教育においては

# 全教育活動を通じ、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進する。

■ 教師が児童生徒一人一人を大切にしている ● 児童生徒がお互いを大切にしながら

## ◎ 出欠状況と健康状態

- 出欠状況とともに、表情や声の調子などから健康状態や「心のサイン」を把握する。
- だれもがかけがえのない存在であることを肝に銘じ、連絡や配付物など、欠席者や早退者に配慮する。

## ◎ 話し合いの場



- 清掃活動をいとわず、誠実に取り組んでいる。
- ひとに押しつけず、自分の役割を果たしている。

## ◎ 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。



## ◎ 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 話し合いの場

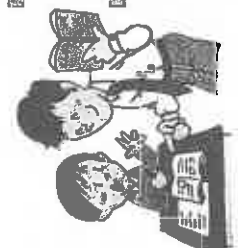
- 児童生徒は、お互いの人間関係（親密度や力関係）によって、相手の呼び方を使い分けられている。もし教師までが、ある児童生徒を呼び捨てにしたり、あだ名で呼んだりすれば、その教師は児童生徒間の上下関係を暗に認め、助長することになる。相手を見下した呼び方をしないようにすることが大切である。

## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 挨拶

- 「わかる(できる)ようになりたい」という思いにこたえ、どの児童生徒にも聞きやすい話し方、見やすい板書をする。
- どの児童生徒も発表できたり活躍できたりするよう、発問や場の設定の仕方など、指導の手だてを工夫する。



## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 話し合いの場

- 教室や廊下などで孤立している児童生徒がいない。
- ルールを守って、なかよく遊んでいる。
- 遊具やトイレなど、次に使う人の身になって使っている。



## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## 人権に関する重要課題

- ・ 障害者 ・ 同和問題 ・ アイスの人々
- ・ 外国人 ・ 感染症被害者等
- ・ 刑を終えて出所した人 ・ 犯罪被害者等
- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ 性同一性障害のある人 など

## ◎ 話し合いの場

- 配膳(順番や量)を公正・公平に行っている。
- 給食当番の仕事を公平に行っている。
- 食べ物や食器を大切に扱っている。

## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

## ◎ 話し合いの場

- 必要以上の挨拶や過度の練習を強要したりせず、上級生が下級生をリードしている。

＜人権感覚を磨き、「私(本校)は、このように人権同和教育を実践しています。」と言える教師に＞

# ひびきあい No.3

平成17年3月 岐阜県人権同和教育協議会

## 自分自身の人権感覚は 一自己点検10項目 例一

自分自身に人権感覚がそなわっているかどうかを、次の項目に照らして見つけなおしてみましょう。

|    |  |                       |
|----|--|-----------------------|
| 1  | 街へ買い物に行ったとき、ある店の入口に段差があり、車いすの人がなかなか入れませんでした。その場合、「何か手伝うことはありますか。」と声をかけられますか。   | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 2  | 子どもたち同士のいじめ問題で、「いじめられる子にも悪いところがあるよ。」と言う人がいました。その場合、あなたは、「どんな理由があろうと、人をいじめめることは人間として許されないと、恥ずかしいことだよ。」と言えますか。         | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 3  | 「しっかり勉強しないと、障害のある子のいるクラスへ行かなければならないわよ。」とわが子をしかる人がいました。その場合、あなたは、「そんな言い方は障害のある子を差別することになるし、わが子を励ましたことにもならないわ。」と言えますか。 | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 4  | 町内会の会合が始まる前、女性が湯呑み等のお茶の準備を忙しそうにしているとき、男性がその様で、雑談をしていました。その場合、あなたは、「女性ばかりにやらせてないで、みんなで協力してやろう。」と言えますか。                | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 5  | 友人と語り合っているとき、学歴のことが話題になり、「やはり有名校の出でなければ…」とか「あんな学校の出ではだめだよ。」などと言う人がいました。その場合、あなたは、「学歴と人柄は関係ないよ。」と言えますか。               | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 6  | ある人が、「ああいう仕事をしている人たちはこわいから、気をつけたほうがいい。」と言いました。その場合、あなたは、「職業のよしあしを言うのはよくないわ。職業でその人の人柄が決まるわけではないの。」と言えますか。             | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 7  | 結婚のことが話題になったとき、ある人が「同和地区の人だけは避けたいね。」と言いました。その場合、あなたは、「人間として何のちがいのもないのに、その人の出身地でどやかと言うのはまちがっているよ。」と言えますか。             | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 8  | 結婚の聞き合わせにきた人がいました。その場合、あなたは、調査の対象となった人のことについて、「結婚は当事者の二人が信頼し合っていれば、それでよいのではありませんか。」と言えますか。                           | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 9  | 「あの人は日本名だけね、実は国籍がらがうので…」とかげ口を言う人がいました。その場合、あなたは、「国籍(民族)がどうであらうと、隣人としておたがいに大切にしたい、同じ人間として分けへだてなく交際すべきだよ。」と言えますか。      | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |
| 10 | ホームステイで日本へやってくる外国人のことで、「うちへ来てもらうのなら、東南アジアの人はおことわりよ。」と言う人がいました。その場合、あなたは、「どこどの国の人であらうと、温かく迎え入れるべきではないの。」と言えますか。       | アはい<br>イいいえ<br>ウわからない |

## 身のまわりにある人権問題に敏感になる

人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ、様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、誰かの人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現するため、世の中にある不合理な差別をなくするよう、あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

(「岐阜県人権同和教育基本方針」平成14年3月6日より)

## あなたは、見過ごしていませんか。

人権は、あなたも、わたしも、すべての人が人間として生まれながらに持っている権利です。しかし、実際の暮らしの中では、つい無関心になりがちではないでしょうか。

例えば、あなたは、  
家族や友だちとの会話の中で、相手の心を傷つけたりしていませんか。  
車いすの人が、入り口で困っているところを見かけたら、声をかけていますか。  
偏見や思いこみで人を見たり、ものごとを判断したりしていませんか。

身のまわりの日常生活のほかで、見落とされてしまっているのですが、人権問題は起きているかもしれません。

## 人権感覚とは

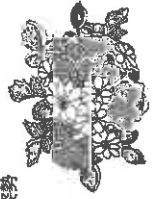
人権感覚とは、そのときどきの具体的な人権侵害問題に際して、「ちょっとおかしくないか」「こんなことではないか」という疑問や、「こんなことは人間として許すことができない」という怒りをもち、問題解決のために自分ができることは何かを考え、すぐにも行動化しようとする鋭敏な感性です。しかも、それは日常生活のあらゆる場面で、ごく自然ににじみ出てくるべきもののなのです。

## 私たちが身に付けたいことは

私たちの暮らしに特にかかわりの深い身近な問題に対して、「私だったらこうする」「私がそんなことをされたら」と自分の問題としてとらえて考えながら、毎日の何気ない出来事の中にも人権が深くかかわっていることに「気づき」、あらためて人権と自分の生活との関係を考えたい姿勢を身に付けること。

一人ひとりが、人権意識について「自ら考え」「理解と認識を深め」、人権尊重を自分の生き方の基本として身に付け、日常生活のなかで「行動(実践)」していくこと。

こうしたことを身に付けていきたいのです。



# あらゆる社会生活の場面において人権に関する学習を推進する。

## 身近な人権について考えよう

### こんな場面に会ったことはありませんか。

ある店の前の歩道に点字ブロックが敷いてあったのですが、2~3台の自転車がその上に止めてありました。

- ・通りかかったあなたはどこに置きますか。
- ・止まっている自転車をどうしますか。

### こんな思いこみがありませんか。

小学校の授業参観日  
 A:「うちの手の担任、今年も女性(男性)。  
 また、質がクジ、遅が嫌いね。  
 B:「うちは、新任の先生で大丈夫かな。」  
 ・「女性」、「男性」、「新任」という言葉に思いこみがありませんか。

### こんな心配をされていますか。

娘「私、結婚しようと思っているんだけど。」  
 父「そうか、あの人はいい人だからな。でも、一応聞  
 き合わせにいかないかね。」  
 母「結婚したら親戚になるからね。」  
 ・周囲は何を気にしているのでしょうか。  
 ・結婚で大切なことは何?

### こんな言葉を使っていますか。

電車の中で会話  
 A:「ほら、あれだよ、あれ、何だったかなあ?」  
 B:「おまえ、最近ボケが入ったのとかうか。」  
 ・気になる言葉は、ありませんか。  
 ・差別的な言葉や不適切な表現を使っていますか。

## あなたならどうしますか?

世間体があるから

自分とは関係のないこと

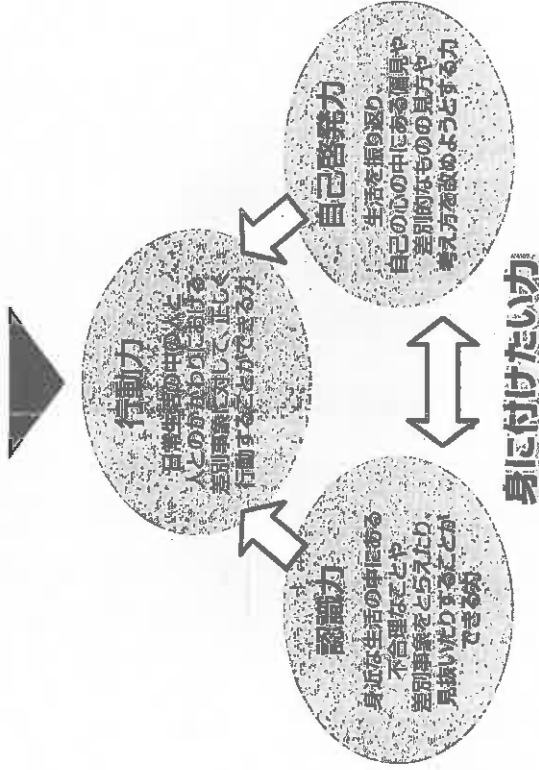
昔から言われていたから

## 本当にそうでしょうか!

こんな場面が必要です。

確かな根拠に基づく科学的思考や判断  
 差別の構造や歴史的背景の理解  
 相手の立場に立った共感的理解  
 自己の心の弱さに気付き、それを克服しようとする意欲

## 自分の問題として考えてみましょう



同和問題を人権問題の重要な柱と捉えて様々な人権問題に対する正しい認識と理解をより広くより深くするために点検してみよう。

◆日常における言葉・表現を点検してみよう  
 言葉は、人間社会に特有の重要なコミュニケーションの手段であり、お互いに毎日会話を交わしながら気持ちを通わせています。何知なく日常で使っているうちに、意識の中に一定のイメージを形成してしまいます。また、無意識に染せられたその言葉で心が傷ついたり、相手のことを悪くって言葉を選びましょう。

◆日常にある思いこみを点検してみよう  
 普段の生活の中やうわさ話で作られたイメージ、先入観、偏見は根深いものがあります。一人ひとりが日常の生活を科学的・合理的な精神で見直し、実生活の場で正しく判断し、実践していきましょう。

◆自分の家庭を点検してみよう  
 一番身近な最小の社会は家庭です。家庭の中を見渡すと、家事の分担(男女差別)、お年寄りの世話(高齢者の問題)等、普段当たり前に過している生活の中に、先入観、偏見、誤解等が潜んでいることがあります。もう一度、家庭の中を見直してみましょう。

◆人権に関する重要課題  
 新しいコミュニケーションにおける問題として、インターネットによる人権侵害があります。インターネットは、私たちの生活を便利にしてくれています。しかしその反面、知らない間に、本人の権限や他人に知られたいくない情報も流出するなど、プライバシーが侵害される事件も多く発生しています。他にも、次ような人権問題があります。

- 女性 子ど も 高齢者 障害者
  - 同和問題 アイスの人々
  - 外国人 感染症被害者等
  - 刑を終えて出所した人
  - 犯罪被害者等 様々な人権問題
- 自分の問題として、考えてみましょう。

# 自分の大切さとともに 他の人の大切さを認めることができる人を目指して

# ひびきあい

No.4

平成18年3月 岐阜県人権同和教育協議会



## 人権同和教育における 行動力の育成を図る取組

岐阜県では、「岐阜県同和教育基本方針」及び「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、同和教育・人権同和教育の実践に取り組んでまいりました。そして、その成果を踏まえるとともに、特に、学校教育での行動力の育成に重きを置いて取り組むことと進めるとともに、特に、学校教育で平成18年度から始まるこの取組によって岐阜県における人権同和教育が一層充実することを願っています。なお、この取組の名称、キッズフレーズや推進事例については、県内の幼稚園・小・中学校、高校、盲聾養護学校にアイデアを出していただき、岐阜県人権同和教育協議会で決定したものです。

### <趣旨>

岐阜県の人権同和教育は、「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育で培いたい3つの力、すなわち「認識力」「自己啓発力」「行動力」の育成を目指して取り組まれています。

特に、各市町村及び各園、学校においては、長年にわたる同和教育の実践を土台として、その理念や手法を生かしながら、地域や学校の実情に即した取組が進められ、着実な成果が上がっています。

今後は、「行動力の育成」を一層充実することで人権同和教育に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高め、同和教育を是れとした様々な人権課題の解決を目指して、「ひびきあいの日」の取組を、平成18年度より全県的に進めます。

### <名称>

# ひびきあいの日

<キッズフレーズ>

盲聾養護学校向け

心と心で支え合い  
笑顔あふれる毎日に

みんななかよし

小学校向け

つなごう人と人びと

中学校向け

あなたの心を行動に

高等学校向け

磨こう人権感覚  
つくりあげよう共生社会

## 「ひびきあいの日」と「人権週間」

### ◇人権週間(「人権デー」)とは◇

国際連合は、1948(昭和23)年12月10日の総会において、世界における自由、正義及び平和の基礎である基本的人権を確保するため「世界人権宣言」を採択しました。そして、1950(昭和25)年12月4日の第5回国連総会において、人権宣言採択日を祝賀する日として、12月10日を「人権デー」と定め、加盟国などに人権思想の啓蒙のための行事を実施するように呼びかけています。

### ◇我が国における人権週間◇

我が国においては、1949(昭和24)年、「世界人権宣言」の趣旨及びその重要性を広く国民に訴えかけるとともに、人権尊重の思想が普及・高揚されることを目的として、法務省と全国人権擁護委員連合会が、毎年、12月4日を開始日、人権デーの12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定めました。平成18年度の人権週間は58回目を迎えることとなります。

「ひびきあいの日」をこうした歴史のある人権週間に新しい1ページを刻む取組にしたいものです。

## 取組んでみよさんな活動

県内の各幼稚園・学校で実践されている事例や構想を参考に、岐阜県人権同和教育協議会において「推進事例」を作成しました。園児・児童生徒や地域の実態に応じながら、平成18年度からの取組の参考にしてください。

### 取組を始める前に...

- ◇ 校長を中心に、人権同和教育で培いたい3つの力(認識力 自己啓発力 行動力)を踏まえ、本園 本校において培いたい「行動力」を明確にするが、学校の全体計画や年次計画の中にこの取組を位置付けるようにしましょう。
- ◇ 全教職員で、この取組のねらいや趣旨について共通理解すると共に、園 学校で進めている日常の人権同和教育に、広まりや深まりがもたらされる取組を構築しましょう。

### 推進事例(学校で行う継続的な取組を公表する日とする例)

- ・人権同和教育推進の土台となる生活学習づくりを期間した「あいさつ」「よいこと見つけ」の取組、さまざまな人権課題や平和・環境など人権同和教育に直接つながる内容についての調査活動などを行い、成果公表の場として「ひびきあいの日」を位置付ける。
- ・身の回りの人権問題などに関するアンケートを実施するなど、人権に関して課題意識をもたせる指導を継続的に行いながら、児童会や生徒会を中心とした「井筒大会」や「意見発表会」或いはホール・ルームの時間を「ひびきあいの日」に位置付け、行動力につなげる。

### 推進事例(様々な交流活動など、人と人の「ひびきあい」を行う日とする例)

- ・人権同和教育のねらいを踏まえた各種施設等への訪問活動やさまざまな人ととの交流活動を、年間を通して継続的に行い、その活動のまとめを「ひびきあいの日」に位置付ける。
- ・児童や生徒が自らグループづくりをするなど行動力の育成につながる指導の場を明確にする中で、賛助団体や異なる校種の子ども相互の活動を積極的に行い、「ひびきあいの日」に積極的に位置付け評価する。

### 推進事例(保護者や地域の人々と共に活動し人権を啓発し合う日とする例)

- ・児童生徒とPTA等が一体となってボランティア活動や挨拶運動等の取組を人権同和教育のねらいに照らして行い、「ひびきあいの日」を教育公開の日として位置付けて、よさを周りに広めていく。
- ・地域社会を舞台に、各地域に居住する若年層集団が若者人権訪問等の人権同和教育に關わる活動を進んで立案・実践し、「ひびきあいの日」に活動を地域に公表し、家庭や地域社会への人権啓蒙を図る。

※幼稚園・学校の取組の推進事例が裏面に掲載されています。参考にしてみてください。

# 岐阜県における同和教育・人権同和教育の歩み

## 国の主な法関係

- 「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策(同和对策懇談会答申)」  
昭和40年
- 同和对策事業特別措置法  
昭和44年
- 同和对策事業特別措置法延長(3年間)  
昭和54年
- 地域改善対策事業特別措置法  
昭和57年
- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(「対地財特法」)  
昭和62年
- 児童(子ども)の権利に関する条約批准  
平成6年
- 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律  
平成9年
- アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律  
平成9年
- 人権擁護施策推進法  
平成9年～13年
- 人権教育のための国連十年に関する国内行動計画  
平成9年～16年
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律  
平成12年
- 人権教育・啓発に関する基本計画  
平成14年
- 人権教育のための世界プログラム  
平成16年国連人権委員会採択

## 指導方針・組織

- 岐阜県同和教育研究協議会が発足  
昭和34年
  - 同和教育指導指針発表  
昭和34、41年
  - 同和教育担当指導主事配置(各教育事務所)  
昭和41年～  
昭和43年～
  - 同和教育立役者の配置開始  
昭和48年
  - 県教育委員会学校指導課に  
同和教育専任指導主事配置  
昭和48年
  - 岐阜県同和教育協議会発足  
昭和48年
- 目的**  
この会は、民主主義の理念に則り、基本的人権尊重の立場から同和教育の解決をめざし、県民の課題としての同和教育の推進を図る。  
(岐阜県同和教育協議会設置要綱抜粋)
- 岐阜県同和教育基本方針策定  
昭和49年
- 目的**  
…同和教育の中心となる理念は、豊後及び教育基本法の  
本旨に則り人権尊重の精神を貫くことにより、民主的  
人間としての素質の育成と、互主的人間関係の醸成を図  
ることである。…  
(岐阜県同和教育基本方針抜粋)
- 同和教育主任が各学校に置かれ、以降、同和教育総部  
研修会が毎年度開催  
昭和50年
  - 県同和教育協議会に「小委員会」設置  
昭和51年
  - 同和教育協議会指定の「研究推進地域(のち研究協  
力校)」設置  
昭和52年
  - 県同和教育協議会に「研究委員会」設置  
昭和53年
  - 岐阜県教育センターに「同和教育研究室」を設置  
昭和54年
  - 岐阜県人権同和教育協議会へ名称変更  
平成12年度
- 目的**  
この会は、民主主義の理念に則り、基本的人権尊重の  
立場から同和教育を柱とする様々な人権問題の解決を  
めざし、県民の課題としての同和教育の推進を図る。  
(岐阜県人権同和教育協議会設置要綱抜粋)
- 岐阜県人権同和教育基本方針策定  
平成13年度
- 目的**  
(抜粋)人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ、種々  
なる人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を養成し、  
確かな人権意識が身に付くよう、学校・教育及び社会教育  
において行われる教育活動である。  
(岐阜県人権同和教育基本方針抜粋)

## 啓発・研修資料の作成

- 機関誌の発行**
- 同和教育協議会「さか同和」発行
  - 人権同和教育協議会「人権同和さか」発行
- 指導資料の作成**
- 「同和教育指導資料」  
「人権同和教育指導資料」
  - 「同和教育指導者用手引」  
「同和教育指導者用  
手引」
  - 人権同和教育資料  
「ひびきあい」
- 啓発資料の作成**
- 社会同和さか
  - 社会同和教育学習資料  
「人権シリーズ」  
「リーフレット」
- 学習資料の作成**
- 「同和教育推進のために」
  - 「心のふれあい」
  - 「心のふれあい活用手引」
  - 「心・心のふれあい」
  - 「心・心のふれあい  
活用手引」
- 同和教育啓発映画の制作**
- 啓発映画  
「川をわたる風」  
平成3年完成
  - 啓発映画  
「あしたの足音」  
平成7年完成

## 啓発・研修活動等の概要

- 意識調査**
- 「同和問題と県民の意識」昭和58年実施
- 社会同和教育推進事業**
- 社会同和教育関係研修事業
    - ・社会同和教育指導者岐阜県研修会
    - ・社会同和教育指導者協議会
    - ・社会同和教育推進協議会
    - ・人権教育担当者協議会
    - ・社会同和教育地域指導者研修会
  - 岐阜県社会同和教育指導者研修会
  - 社会同和教育推進協議会
- 社会同和教育推進事業**
- 集会所指導事業
  - 集会所等指導事業
  - 社会教育団体育成事業
  - 学習機屋設備事業
  - 同和对策集会所整備・整備補助調査指導事業
- 同和教育関係研修事業**
- 学校教育関係研修事業
    - ＜共通＞
      - ・県教育センターにおける同和教育、人権同和教育  
講座
    - ＜小・中学校関係＞
      - ・同和教育教員研修会
      - ・同和教育幹部研修会
      - ・人権同和教育教員研修会
      - ・人権同和教育幹部研修会
      - ・関係学校長連絡協議会
      - ・同和教育担当教員連絡会
    - ＜高校・盲・聾・養護学校関係＞
      - ・同和教育推進協議会
      - ・人権同和教育研修会
      - ・人権同和教育担当者連絡会
  - 研究指定校・指定地域(国・県)
    - ・同和教育研究推進校
    - ・同和教育推進地域
    - ・人権教育研究指定校
    - ・教育総合推進地域事業
    - ・人権教育総合推進地域事業

# 「ひびきあいの目」取組アルバム



施設の方との交流



生徒が考えた人権標語



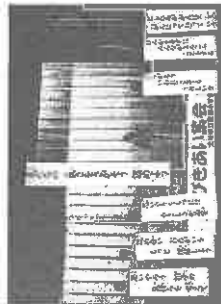
手紙を書きつづける子どもたち



保育園児とのみれあいの活動



人権に関するアンケート発表



学校代表演劇発表

# ひびきあい No.5

平成 19 年 3 月 岐阜県人権同和教育協議会

## 人権同和教育における行動力の育成を図る取組

岐阜県の人権同和教育は、「岐阜県人権同和教育基本方針」に基づき、人権同和教育で培いたい3つの力（認識力・自己啓発力・行動力）の育成をめざして取り組んでおり、地域や学校の実情に即した実践が進められ、着実な成果をあげています。  
さらに、平成 18 年度からは、とくに人権同和教育における行動力の育成を主な目的とする取組「ひびきあいの日」を設け、人権問題に対する実践的態度の育成を図り、人権感覚を高め、同和問題を是しめとする様々な人権課題の解決をめざしました。

### なさい

○人権同和教育における行動力の育成を図る。

### 実施期間

○「ひびきあいの日」は、人権週間（毎年 12 月 4 日～12 月 10 日）のうち、各学校が設定する日とする。この期間に実施できない場合は、その前後に設ける。



### 対象ジャンル

- 幼稚園向け
  - 小学校向け
  - 中学校向け
  - 高等学校向け
  - 盲・聾・養護学校向け
- みんな なかよし  
つなごう 人と人 心と心  
あなたの心を行動に  
磨こう人権感覚 つくりあげよう共生社会  
心と心で支え合い 笑顔あふれる毎日に

## 「ひびきあいの目」の取組を表彰しました

「ひびきあいの日」のすぐれた取組に対して、岐阜県人権同和教育協議会長名で「表彰状」を出しました。

### 表彰方法

- 届出された資料をもとに、岐阜県人権同和教育協議会ですぐれた取組を選定しました。
- 選定にあたっては、次の観点から評価しました。
  - ・行動力を育成する取組が工夫されているか。
  - ・取組が学校体制や PTA、地域との連携の中で、組織的・継続的に行われているか。
  - ・幼児児童生徒がこれまでの生活を振り返り直す機会をもっているか。
  - ・幼児児童生徒に教師の適切な評価がなされているか。

## 「ひびきあいの日」のまとめ

- 人権に関わる標語を交流し、自分たちで人権宣言をつくり、互いの意識を高める活動を行った学校がありました。また、児童生徒が自らのこととして考える集会が多くなりました。
- 児童生徒に「仲間を意欲した言動」や「相手のことを考えた言葉遣い」が見られるなど、具体的な姿の変容が確かめることができました。
- 学校全体で取り組んだり、家庭や地域社会と連携して取り組んだりするなど、幅広い活動が行われ、互いの人権感覚を高め、様々な人権問題の解決をめざす雰囲気がつくられました。
- 取組の中で様々な活動が行われましたが、活動後に自分の生活や生き方を振り返ることも重要です。様々な人権問題とかわらせて考えさせたり、活動を精進して、人への見方がどう変わったかを考えさせよう。
- 様々な活動を通じて、ねらいが不明確になる場合が見られました。明確なねらいをもって、活動を選定していくことが必要です。
- いじめ問題について、教職員は日常の児童生徒の姿を正確に把握し、早期発見、早期対応に努めること、学校という組織全体で対応することが重要です。あわせて、いじめを見た時に「やめよう。」と言える児童生徒の育成、いじめの加害者にならない児童生徒の育成も必要です。いじめを許さない態度は、実際にいじめを許さない雰囲気浸透する学級・学校で生活することを通して、身に付けることができます。そのためには、教職員一体となって雰囲気づくりをしていくことが重要です。



# 「ひびきあいの目」の取組紹介

提出された実施報告書の中から、すぐれた取組を紹介いたします。

## 中津川市立神坂幼稚園

### 1 実施概要

年5回、地域の老人クラブと交流会を計画・実施している。老人クラブの方々に幼稚園に来ていただき、花壇や園庭の草取りなどの作業、かごづくりやわら糊工などの制作活動、伝書行草やカルタ、お手玉、竹とんぼなどの昔ながらの遊びを、子どもたちと一緒に行なった。

### 2 園児の姿

回を重ねるたびに、子どもたちがお年寄りと自然に話ができて、分らないところを聞いたり、聞かれたことに答えたり、明るく接する姿が見られた。

### 3 成果

お年寄りの仕事をすすめる姿（草取り、草取り）やものをつくる姿（編づくり、わら編づくり、お手玉づくり）を見て、尊敬の気持ちをもつことができた。

## 瑞穂市立生津小学校

### 1 実施概要

保護者や地域の方々とともに地域清掃を行い、地域の方々やあいさつや会話を交わしたり、感想を交流したりする機会をもった。活動後、地域の方々のすばらしさや地域を大切にしている気持ちを作文に表した。また、福祉クラブの活動発表（障害のある方から学んだこと）から、人とのかわり方をテーマに作文を書き、学級で紹介したり、作文をもとに話し合いを行ったりした。

### 2 児童の姿

地域の方々と顔見知りになり、多くの人と自然にあいさつが交わされるようになってきている。また、障害のある方やお年寄りの気持ちを考え、身近にできるボランティア活動へ協力しようとする意識が芽生えた。

### 3 成果

取組を通して、差別や偏見に対する理不尽さを知り、決して行ってはならないものであることが確認された。また、人とのかわりについて、自分の行動目標をもつことができた。

## 大垣市立江東小学校

### 1 実施概要

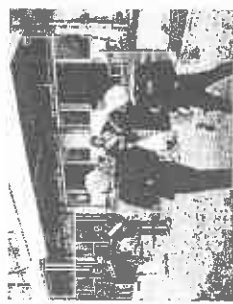
あいさつ強化週間を学期に一度ずつ設定し取り組んだ。とくに12月には、積極的にあいさつする姿を紹介し、あいさつすることのよさを交流した。また、祖父母との交流や幼稚園児・保育園児との交流を行うなど、人とのふれあいを大切にしている活動も行なった。

### 2 児童の姿

あいさつをすすると、「一日頑張ろう」と思う。「元気になって気持ちがいい。」などの感想が生まれ、あいさつことのよさを体験する姿があった。取組後も、6年生全員が毎朝あいさつ運動を展開するなど、あいさつの輪が広がった。

### 3 成果

全校児童に、「自ら進んであいさつをしよう」という意識が高まった。また、幼稚園児や保育園児といっしょに遊んだり活動したりする中で、相手の気持ちを考えようとして行動することができるようになってきた。



南条貝塚公園でのあいさつ運動

## 郡上市立和良中学校

### 1 実施概要

人権集会を年4回実施し、「和良中人権宣言」の改正、あいさつや適切な言葉遣いについての話し合い、生徒が人権についての標語をつくり互いに審査し表彰する「人権標語コンクール」などを行なった。また、保育園や老人会を訪問し、ふれあい活動を行ったり、講師を招いて生き方を考える生き方講話を年2回実施したりした。

### 2 生徒の姿

人権集会では、日常生活に隠れている差別について話し合い、どのようなことが差別につながるが、どうしたら差別をなくすことができるのか、一人一人が自分の限りを尽くすことができた。自分の心を語ることも、差別をなくしていく第一歩だと改めて感じた。

### 3 成果

標語づくりを通して、一人一人の願いに気付かせることができ、学校のめざす姿を明らかにし、一人一人の人権意識を高めることができた。また講話を通して、自分自身の生き方を考えることができた。

## 県立武蔵高等学校

### 1 実施概要

全校で人権啓発映画「今を生きる」を鑑賞し、ハンセン病についてその差別の歴史を知った。そして、全校統一テーマ「人権について考える…何を今自分たちができるであろうか」に基づいて、各クラスで人権に関する諸問題について話し合った。

### 2 生徒の姿

「いじめ」や「いのち」に関わる内容の話し合いが多くあった。テーマをしぼり、自分たちに、今何ができるのかということに焦点を当てて、充実した話し合いができた。生徒からも「意義のある話し合いであった。」「自分を見つめる機会になった。」という言葉が出た。

### 3 成果

「自らを大切にすること」「仲間のことを考える」といった基本的なことを再認識し、学校生活を送る姿が見られるようになってきている。

## 県立長良養護学校

### 1 実施概要

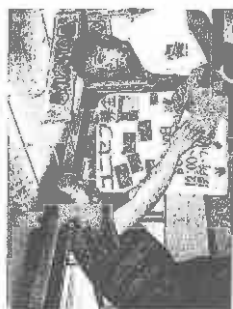
「ひびきあいの週間」を年に2回設けた。期間中は、あいさつ運動や募金運動を行ったり、人権に関するビデオを鑑賞したり、エイズについての正しい知識と理解を深めるレッドリボン運動を行ったりした。また、校内に「ひびきあいのコーナー」をつくり、自己の生き方や人権について考えるきっかけをつくった。

### 2 児童生徒の姿

レッドリボン運動では、HIV感染者への応援メッセージが寄せられたり、「ひびきあいのコーナー」には、「友だちと会えるのが楽しいよ」などの温かいメッセージが掲示されるなど、各自が自らの思いを表現することができた。

### 3 成果

自分たちに行うことができることを考え、募金活動やレッドリボン運動を行うなかで、偏見や差別に立ち向かう力を高めることができた。今後、自らの限りを作品に表現し、作品展を開催する。



募金運動

### 自分自身の人権感覚を磨くために 一自己点検項目(例)...

- 自己点検項目を以下の項目に照らし合わせて見直しましょう。
  - 同和問題をはじめとする様々な人権問題について、研修等を通して常に正しく理解し、差別されている人の痛みを感じ、人権を尊重する教師の充実が求められるよう心がけていますか。
  - 教材の授業や道徳の時間、総合的な学習の時間等において、学校における全ての場面で人権的取り組みを心がけていますか。
  - どの児童生徒にも分け隔てなく挨拶したり、声をかけたりしていますか。児童生徒を呼びかけたり、あだ名で呼んだりしていませんか。
  - 児童生徒を理由も聞かずに叱っていますか。「こんなことも分らないのか!」など、心を傷つけるような言葉を口にしたり、体罰を加えたりしていませんか。
  - 他の児童生徒と比べてひどく叱つたりしていませんか。「罰はいつも○○だ」「あの子は○○だ。」などと、決めつけを見方や言い方をして接していませんか。
  - 感言や失敗を冷やかしたり、野次ついたりするような言動がみられたとき、見過ごさずに指導していますか。児童生徒の机や椅子が壊されていたり、汚されたりしていませんか。
  - 嫌がらせや仲間外し、いじめや暴力などを見過ごさずに指導していますか。「あなたにもいじめられる原因がある」など、いじめの原因を被害者の責任にしていませんか。被害者の側に立ちはまわっていませんか。
  - 個人の成績や各種の調査結果等、児童生徒の個人情報保護を認識し、不用意に掲示したり、無断で学校外に持ち出したたり、情報を保護する十分な手段を講じていないとことはありませんか。管理職等に相談せずに、児童生徒の情報を安易に外部に提供していませんか。
  - 「あの学校は…」、「あんな職業に就いたら…」など、学校や職業に優劣を付けねない方をしたり、進学や就職の面接練習等で、「あなたの家族はどんな人ですか」等の不適切な質問をするなど、偏見や差別を助長、温存する用語や不適切な表現を使っていませんか。
  - 学校で頻りにメールをする等、携帯に依存するような姿を見逃がしてはいませんか。インターネット等による被害から、児童生徒を守るよう、家庭にフィルタリングサービス等に拘る情報提供を行っていますか。
  - ◆ SNS (ソーシャルネットワークサービス) やコミュニケーションサイトの掲示がプロフ (プロフィール) 等、ネットでの出会い (接触) が児童生徒が身体的、精神的、経済的に被害を受ける事件が多数発生しています。子どもたちをこうした被害から守るために、教師は研修を通してネットの社会的現状を正しく認識し、計画的な情報テック学習を実施することも、学校全体でアンケート (実際の具体的な把握)、保護者との連携や啓発 (PTA組織の活用や広聴等)、関係機関との連携など、ネットトラブルに適切に対応できる学校の体制をつくっていきましょう。
  - 【参考】
    - ・「情報テック」指導実践ネットワークガイド (H19.3 JAPET 全学校配布済み)
    - ・ <http://www.japet.or.jp/mora/guidebook> (文部科学省)
    - ・ <http://www.jppepcc.go.jp/index.html> (総務庁)
    - ・ [http://www.scsuim.go.jp/joho\\_tsusin/security/index.htm](http://www.scsuim.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm) (総務省)
- ◆「あなたは、どんな本を読みますか」「あなたの短所はどこなところですか」等、中・高校生の採用選考試験に合わせる企業の不適切な質問が後を絶ちません。面接指導等で、同じような言葉や表現を教師が使っていることはありませんか? 普段何気なく使っている言葉が偏見や差別の助長につながることもあると気が付くことがありませんか? 知識と理解をもち、人権感覚を磨きましょう。
- 【参考】 公正な採用選考のしおり H19.2 採用選考自主点検資料 (都道府県労働局・NPO-フォー)

◆同和問題等、少も解決されてい  
ない差別の受難を認識し、児童生  
徒の心に響く指導を心がけること  
が重要だ。また、教科や道徳の  
時間等では、人権的取り組みの観  
念を定着し、読解力・自己啓発力・  
行動力への効果的な指導を行う  
こと。例えば、道徳の時間の担  
当は、特に自分自身を学ぶこと  
を通して、自己啓発力を高め、  
人権感覚を育てることが重要だ。

【参考】ひびきあい H19.3  
(岐阜県人権問題研修協議会)

◆教師は、児童生徒  
に対して公平に、共感的・受容  
的な態度で接し、一人一人の児  
童生徒が自分自身がけがえのない大  
きな存在と実感できるようにする  
ことが重要だ。また、一人一人  
に目を向け、個性を尊重すること  
が重要だ。早期に指導・援助する  
こと。児童生徒の小さなサインを見逃さ  
ず、早期に指導・援助すること  
が重要だ。児童生徒理解に努め  
、いじめに先手を打てる教師になる  
よう努力しよう。

【参考】ひびきあい  
のめとして (H18.11岐阜県教育委員会)

◆個人情報を  
含むデータ等は無断  
で学校外に持ち出し、それが漏洩  
する事件が後を絶ちません。「管理  
職の許可を得る」「プロテクトを  
かける」など教師の情報管理を  
高める必要がある。また、D  
V被害者である保護者から学校に  
対して「居場所を取っています」  
と激し  
く述べられた事例も起きています。  
子どもへの保護命令が発令されて  
いる場合の学校の対応、加害者か  
らの問い合わせに際してはマニユ  
アの作成等、ケースバイケースの  
対応ができるよう努めましょう。

【参考】 児童生徒からの申し立て及び  
被害者の保護に関する基本計画  
(H18.3岐阜県児童福祉委員会)

# ひびきあい

No.6

平成 20 年 3 月 岐阜県人権問題研修協議会

## 自分を見つめ、自分はどうするかを考えよう 「ひびきあいの日」

### ～すぐれた取組や継続した取組を行った120の園・学校を表彰～

平成18年度から、県内の公立幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校で取り組まれている「ひびきあいの日」は、人権問題に対する主体的な育成を目的として、人権問題に対する主体的な育成を図り、人権意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決を促しています。

2年目にあたる本年度においては、人権週間 (毎年12月4日～10日) のうち、各園・学校が設定する日を中核に、人権に関する学校の1年間の取組の集大成となるような活動や、家庭や地域と連携した活動等が行われました。各学校において、工夫ある活動や計画的、継続的な取り組みが行われる中、子どもたち一人一人が自分自身を見つめ、これからは自分はどうしていきたいかを考えたり、ひびきあいの活動に取り組んだりするといったできごとが数多く発生しています。



おじいさんたちと仲良く

地域の方とディスプレイショー

保護者の方との討論会

ひびきあいの日  
キャッチフレーズ

幼稚園 園校校校  
小学校 小なごう 小なごう  
中学校 中なかよし 中なかよし  
高等学校 高あなごう 高あなごう  
特別支援学校 特別支援学校



地域の方に室内状を手渡し

人権課題の展示会

人権鑑賞

友達を大切にする標語

あそぼうは  
いいことだよ  
さあ あそぼう

小学校 1年生

各園・学校から送られてきた学校だよりや児童生徒の感想文等の資料から、多くの学校が事前から十分な計画を立て、1年間を通じて人権について考える学習を継続していること、あじつや清掃活動、音楽鑑賞を考える活動等、子どもの身近なことや地道な取組に力を注いでいることが伺えます。

また、活動をを通して児童生徒に考えさせたり、まとめの集会や人権宣言、標語づくり等の形で取組を締めくぐり、子どもたちの姿を見届けようとしたり、「ひびきあいの日」がより充実してきていくことが伺われます。こうしたすぐれた取組に対して、本年度は幼稚園・学校あわせて120校が表彰されました。




# 自分の大切さとともに 他の人の大切さを認め、行動できる人を目指して

**黙仙小学校附属幼稚園**

地域の高齢者の方との継続的な交流から生み出す みんなのなかよし

**実施概要**  
年3回の高齢者福祉施設の方とのふれあい活動を通して、嬉しいね、思いやる心、歡つ心、素直な心や責任感を育てよう計画的・意図的な指導に取り組んだ。歌の練習やプレゼント、散歩や1対1の遊びなどを訪問時に行った。

**取組のすばらしさ**  
高齢者への関心を高める事前の取組や、取組の内容（披露できることやプレゼントしたいもの）の話し合い、次の訪問をよりよくなるための振り返りなどを繰り返すことで子どもたちも自身が考えることを大切にしている。



**自分の人権を守り、他者の人権を尊重するための実践行動**

人権教育の指導方法の在り方について (第3次とりまとめ)

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・態度・態度  
人権に関する知的理解と人権感覚が結合するとき

人権に関する知的理解  
知識的側面 (概念・知識) の能動的学習で深化されるもの

人権感覚  
価値的・態度的側面 (感覚・態度等) と技能的側面の学習 (技能・想像力や感受性) で高められるもの

**岐阜市立島中学校**

人権課題のシリーズ学習を通して心を育て、行動に

**実施概要**  
各学年ごとに、「いじめ」「障がい差別」「同和問題」等をテーマに人権学習シリーズ(6時間程度)を実施した。個別の人権課題、例えば同和問題では、その歴史とともに結婚差別などもあお解決していない現状を具体的に学び、生徒自身が差別や偏見に対してどう取り組んでいくかを考えた。

**取組のすばらしさ**  
学習をシリーズ化した系統的な学習を実施し、これらの問題を正しく理解させ、差別されている人の怒りや悲しみに十分に共感させている。そして、これまで自分を振り返り、自分自身も偏見や差別心に気付かせ、これからの自分の生き方や行動において、生徒が改善することを大切にしている。

**県立郡上高等学校**

不当な差別や偏見、いじめを許さない人権感覚を磨く

**実施概要**  
1年目は「ハンセン病」を取り上げ、全校生徒対象の講演会を実施した。また、生徒代表が国立駿河産業所へ取材に行き、文化祭での展示発表を行った。2年目は、「いじめ撲滅」を全校テーマに、全校生徒対象の講演会を実施した。また、「いじめ」撲滅宣言を生徒委員会が提唱したり、「いじめ」をテーマにした全校統一LHRを実施した。

**取組のすばらしさ**  
2年間の取組の中で、生徒自身の手による活動や継続的な活動により全校一人一人の生徒が人権意識を高め、恒久的に人権尊重の心が育成されるよう取り組んでいる。

**学校教育における全ての教育活動を通して 3つの力を付けることを意図的に指導する**

行動力  
日常生活の中の人と人とのかかわりにおける差別事象に対して、正しく行動することが出来る力

認識力  
身近な生活の中にある不合理なことや差別事象をとらえたり、見抜いたりすることが出来る力

自己啓発力  
生活を振り返り、自己の心の中にある偏見や差別的なものを見方や考え方を改めようとする力

**垂井町立表佐小学校**

「あいさつ」に取り組む続けるなかでつなぐ 人と人 心と心

**実施概要**  
「つなごう人と人 つなごう心と心」というテーマで「あいさつリレー運動」を年間を通して実施した。取組では、PTA、地域の方にも年間を通して関わっていただくなど、組織的・継続的な連携に努めた。また、年3回実施した人権集会においては、児童会が主体となって、あいさつリレーや相手を手を大切にすることを意識して考えるようになり、アンケート調査や活動の振り返りをもとに、児童の実態や要望を把握し、専断的な事象をもとに指導の改善に努めた。

**取組のすばらしさ**  
年3回の計画的な人権集会の取組を核として、1年間を通して日常的で、継続的な指導や取組の積み上げに努めている。特に、各集会のねらいを明確にし、実施し、3回の集会所とその間の活動を通して学級と児童一人一人が育ちながら得られるよう努めている。

**瑞浪市立瑞陵中学校**

学校、家庭、地域の心のキャッチボールから育てる心を行動に

**実施概要**  
めぐもりのある学校をめざし、人間関係づくりの観点から学校、PTA、地域が一体となった取組「人からもたらされたうれしい言葉集」や「子どもに伝えたい言葉〜めぐもりのキャッチボール集〜」等を刊行した。また、地域ぐるみの道徳教育「心のかけがれづくり」、地域ぐるみの生徒指導「心の居場所づくり」に取り組み、挨拶運動や資源回収、清掃活動等に生徒会、PTA、青少年育成会等が連携して積極的な活動した。

**取組のすばらしさ**  
親と子をつなぐ「めぐもりのキャッチボール集」や生徒・保護者・地域をつなぐ言葉集を中心として、子どもや保護者、地域の方のできる限りの参加を得て、連携した活動を丁寧に取り組んでいる。また、保護者や地域の方からいただいた言葉を生徒・教職員が一つ一つ読み込み、地域や学校関係者の方々からの意見が得られるあらゆる機会を活用して、学校に対する率直な意見を得て今後に生かしたりするなど、地域ぐるみで生徒の心を育てることに努めている。



**人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。**


「岐阜県人権同和教育方針基本」平成14年3月6日より

**郡上特別支援学校**

自分を認めてもらう喜びから生み出す笑顔あふれる毎日

**実施概要**  
あいさつ運動を通して、生徒全員がふれあうことに取り組みむことにも、「みんなの宝物」週間を行い、お互いのよいところを認め合った。また、地域の公共施設で作品展や太鼓の演奏を実施した。

**取組のすばらしさ**  
自分のよさを紹介する取組、仲間とのよさを見つめる活動、お互いのよさを認め合う活動を生徒会を中心とした生徒自身の手で実施し、生徒が肯定的に自己受容できるようにしている。



# 家庭・地域との連携を図った取組が一層充実した ひびきあいの日の取組

# ひびきあい

No.7

平成21年3月 岐阜県人権同和教育協議会

人権同和教育は、学校教育だけでなく社会教育においても行われるべき教育ですが、家庭や地域の関係機関や施設等と連携を図ることで、一層効果が上がることが期待されます。そこで、「ひびきあいの日」の設定3年目を迎えた今年度は、特に「家庭・地域との連携を図った取組」の充実を図っております。以下に、本年度表彰した149校の中から、家庭・地域との連携の充実に取り組んだ幼稚園・学校の実践事例を紹介いたします。

○人権擁護委員によるぬいぐるみ劇で仲間を大切にする大切さを学ぶ  
～海津市立石津小学校附属幼稚園～



柔らかな感性の園児が自然に人権感覚を身に付けるため、人権擁護委員と連携し、ぬいぐるみ劇を実施した。郡上市立はちまん幼稚園でも同様の取組を行っている。

●連携のポイント  
○地域にある関係機関と日常的に連携を深め、その教育力を活用する。

○中濃特別支援学校との交流を通して、共に生きるための行動力を育む  
～関市立富野中学校～



1対1で生徒同士が遊び等を通して交流することで、障がいのある人に対する理解を深め、共に生きる仲間として必要な援助をするという行動力を身に付けることができた。

●連携のポイント  
○事前に学校間で生徒の状況等の情報共有と綿密な打ち合わせを行う。

○保護者と連携し、かけがえのない自分と仲間を大切にすることを育む  
～北方町立北方西小学校～



学校では、年間を通して仲間とのよき見つけを行っているが、この取組を家庭にも広げるためにPTAが児童の一日日記を通してよさを価値付ける取組を行った。

●連携のポイント  
○学校の取組について保護者の理解を深め趣旨を踏まえた実践を依頼する。

○保護者参加型の人権LHRを通して実践力を育む  
～岐阜県立岐阜農林高等学校～



事前にPTA役員や学級の保護者に資料を配付するとともに、意見等を収集しておき、資料として活用したり、保護者の発言を求めたりして、行動力の育成に努めた。保護者の意見から考えを深める生徒もいた。

●連携のポイント  
○授業の趣旨を伝えるため、事前に資料を配付し保護者の協力を得る。

## 人間尊重の気風がみなぎるために 学校・園づくりを推進するために

人間尊重の気風がみなぎる学校・園づくりを推進するためには、全教育活動を通して人権に配慮した教育を行うとともに、「人権同和教育の観点」を明確にした授業実践を行うことが大切です。

### 人権同和教育の観点を明確にした授業実践

学校教育において行われる教育活動の中心は日々の授業です。各授業にはねらいがありますが、そのねらいを人権同和教育の窓からみて、それぞれの授業でどんな力を付けたいのかを明確にした実践を行うことが、人間尊重の気風がみなぎる学校・園づくりにつながっていきます。つまり、「人権同和教育の観点を明確にした授業実践」が求められるわけです。

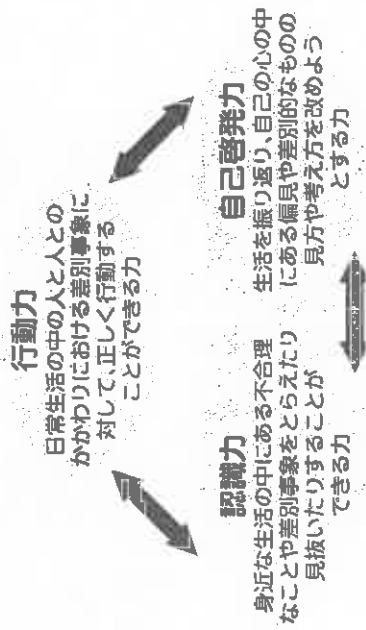
次ページには、同和問題をはじめとする様々な人権課題と国や県の施策の方向等を踏まえた「人権同和教育の観点」の定義とそれを活用した授業実践例を掲載しています。ぜひ参考にして各学校・園の授業実践に生かしてください。

### 全教育活動を通して、基本的に配慮する事項

- 認め合い、励まし合って学習することにより、学力の向上を図る。
- 科学的で合理的な見方・考え方を育てる。
- 自主自立の精神と正義感をもって諸問題の解決をめざそうとする実践的態度を育てる。
- 相互の信頼と共感に基づき好ましい人間関係の醸成を図る。
- 正しい勤労観と職業観を育てる。
- 人権尊重の精神に立って、公正公平な態度や思いやりを育てる。

# 人権同和教育の観点を明確にした授業実践を

## 人権同和教育で身に付けた三つの力



人権同和教育は、同和教育での実践を踏まえ様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動である。

〔岐阜県人権同和教育基本方針〕平成14年3月6日より

人権同和教育で身に付けた三つの力を確実に身に付けるためには、各授業における「人権同和教育の観点」を明確にして、実践を意図的、継続的に行うことが大切である。

## 人権同和教育の観点

- 1 学年 中学校 第2学年
- 2 単元名 「明治維新」
- 3 本時のねらい  
○明治時代になって四民平等になったにもかかわらず、被差別部落の人々への差別が依然として続いたのは、明治政府が欧米列強に近代化をアピールするための形式的な四民平等をおこなったことや、簡単には変えられない国民の差別意識のためであったことが分かる。
- 4 本時の展開

| 学習活動   | ★人権同和教育の観点  |
|--|---|
| 1 四民平等とされ、どんなことが平等になったかを調べ交流する。                | ★人権同和教育の観点<br>★四民平等になっただけで、被差別部落の人々への差別が依然として続いたのは、明治政府が欧米列強に近代化をアピールするための形式的な四民平等をおこなったことや、簡単には変えられない国民の差別意識のためであったことが分かる。 |
| 2 平民と同じとされた被差別部落の人々の気持ちを考える。                   |   |
| 3 被差別部落の人々の生活を調べて課題を設定する。                      |   |
| 4 課題について資料を調べ、交流する。                            |   |
| 5 差別から逃れようとして職業を選んだ人々が奮闘に追い込まれる事実から差別の厳しさを考える。 |   |

人権同和教育指導資料(43)より

## 人権同和教育の観点

- 1 学年 小学校 第5学年
- 2 単元名 「障がいのある人に対する差別について考えよう」
- 3 本時のねらい  
○障がいのある人に対して、どのような接し方が温かい接し方なのかを理解し、自分を実践していこうとすること
- 4 本時の展開

| 学習活動  | ★人権同和教育の観点   |
|---|--|
| 1 事前に書いた「意識調査」の結果を見て、日常生活の中で、差別を分けてしまったことがないか、自分自身を振り返る。            | ★人権同和教育の観点<br>★障がい人間として、思いやりをもって自然に接すること大切であることを学ぶことにより、自分も温かい接し方を実践していこうという意欲をもつことができるようになる。(行動力) |
| 2 調査結果から、偏見や差別の具体的な事実を取り上げ、どこが問題となっているかを考え、交流する。                    |  |
| 3 その時、相手がどんな思いをし、どう感じたかを考え、交流する。                                    |  |
| 4 資料「障がいのある人と共に」を読んで、どのような接し方が温かい接し方なのかを考え、自分が実践していこうとすることを決め、交流する。 |  |

人権同和教育指導資料(39)より

## 「道徳の時間」では

- 1 学年 小学校 第1学年
- 2 単元名 やさしいところで (内容項目2-1 (2))
- 3 資料名 「はしのうえのおおかみ」
- 4 本時のねらい  
○身近にいる若い人に温かい心で接し、親切にしようとする心構えを育てる。
- 5 本時の展開

| 学習活動  | ★人権同和教育の観点   |
|---|--|
| 1 橋の上でいじわるをするおおかみの気持ちを話し合う。                     | ★人権同和教育の観点<br>★相手を思いやる行動の気持ちよさに共感して、今までの自分の気持ちを振り返ることができるようになる。(自己啓発力) |
| 2 思いがけず優しくしてくれたまじろのおおかみを話し合う。                   |  |
| 3 みんなを優しく話しかけてあげて、みんなを優しく話しかけてあげて、みんなの気持ちを話し合う。 |  |
| 4 自分の生活を振り返り、だれかに親切にしている気持ちを自分自身で見つめて発表する。      |  |

人権同和教育指導資料(39)より

## 「道徳の時間」では

- 1 学年 高等学校 第1学年
- 2 単元名 「ハンセン病について知ろう」
- 3 本時のねらい  
○ハンセン病がどのような病気なのかを調べ、差別の歴史的要因について探究するとともに、被差別の痛みを共感し、差別解消のために自分にできることを考える。
- 4 本時の展開

| 学習活動                                       | ★人権同和教育の観点  |
|--|---|
| 1 ハンセン病患者者に対するホッパル宿泊拒否に関する新聞記事を読んで感想を交流する。 | ★ハンセン病に対する差別の歴史を振り返るとともに、それが置かれた状況に気づくことができるようにする。(認識力) |
| 2 前時までに収集した資料を用いて、ハンセン病について調べ交流する。         |   |
| 3 なぜハンセン病患者が差別されてきたのか、その原因を考え、交流する。        |   |
| 4 患者の方々の感想を読んで、自分にできることを考える。               |   |

人権同和教育指導資料(40)より

## 「学校が言いたい行動力」を育成する

# 「ひびきあいの日」の取組

岐阜県の人権同和教育においては、園・学校の実態、地域の実情を踏まえつつ、人権同和教育における行動力の育成を主たる目的とする取組「ひびきあいの日」を設けています。そして、人権問題に対する実践的態度の育成を図るとともに人権感覚を高め、同和問題を是れとす様々な人権課題の解決を目指しています。本年度4年目を迎えた「ひびきあいの日」の取組で表彰を受けた150校の中から、「学校が言いたい行動力」を育成するために工夫した取組を行った実践事例を紹介します。

### 恵那市立二重幼稚園

異年齢児とのつながりを設定し、保護者と連携して悪いやりの心をなくくむ



未就園児との歌や合奏、劇を通じた交流が計画的に行われ、幼児同士が温かなかわりをもつ交流会が行われました。また、保護者との連携を深める活動も行われました。

「行動力」を育てるために  
保護者と教員の交流を大切に、日常的に家庭と連携した実践が行われています。

### 岐阜市立栗原小学校

保護者と連携し、かけがえのない自分や同学を大切にすることを育てる



「教師が見つけたやさしさコーナー」やPTAによる「家族のやさしさ貯金箱」を通して「やさしい言葉・行い」が増えるように継続した取組が行われました。

「行動力」を育てるために  
「ひびきあいの日」を複数回行い、PTAと連携した実践が継続的に行われています。

### 高山市立栗山中学校

人権認識について学ぶ取組や人権集会を通して行動力を育てる



全校生徒が障がい疑似体験をし、障がい者の方の講演を聴くとともに、「いじめアンケート」を基にした生徒会の運営による人権集会が開かれ「ストップいじめ宣言」が確認されました。

「行動力」を育てるために  
「人権集会」が複数回設定され、全校の場で生徒が意思表明する実践が行われています。

### 岐阜県立加納高等学校

同和問題について話し合うLHRを通して人権感覚を高める



同和問題を取り上げた映画を鑑賞するとともに、事前に行った意識調査の結果を踏まえて、互いの人権感覚をみにつめる話し合いが行われました。

「行動力」を育てるために  
人権意識について調査と分析を行い、生徒の反応を見届ける実践が行われています。

# ひびきあい

No.8

平成22年3月 岐阜県人権同和教育協議会

## 「人権同和教育の観点」を明確にした授業実践を充実させましょう！

人権尊重の気風がみなぎる園 学校づくりを推進するために、人権同和教育で身に付けたい力は「認識力」「自己啓発力」「行動力」です。「人権同和教育の観点」を明確にした授業実践は、この三つの力について、日常の授業のどこで、どのような力を育てるかについて明らかにした指導です。

各園 学校では、これまでもすべての教育活動において人権同和教育に取り組みんでいますが、「人権同和教育の観点」を明確にした授業実践の充実を期して、日常の人権同教育の取組を一層確かなものにしていきましょう。

## 人権同和教育で身に付けたい三つの力

### 行動力

差別に対して正しく行動する力  
日常生活の中の人と人とのかけがえのない関係性や差別現象に対して、正しく行動することができる力

### 認識力

差別を見抜く力  
身近な生活の中にある不合理なことや差別現象をとらえたり見抜いたりすることができる力

### 自己啓発力

偏見・差別を改めようとする力  
生活を振り返り 自らの心の中にある偏見や差別的なものの見方や考え方を改めようとする力

## 人権同和教育の観点

指導しようとする内容のどこで、どのような力（認識力・自己啓発力・行動力）を育てることが、同和問題を是れとす様々な人権問題を解決するエネルギーを培うことにつながるかを明確にした意図的な指導の立場。

「人権同和教育の観点」は各教科等において、単位時間ごとに設定されます。次ページはその設定の手順（例）を掲載しました。ぜひ参考にして日々の実践に生かしてください。

# 人権同和教育の観点 設定の手順 (例)

下記の手順を経て、「人権同和教育の観点」を明確にした授業実践の具体化を図りましょう。

**<手順1>**  
**【教科として】**  
 ① 教科の本質から、人権同和教育で身に付けさせたい三つの力の中身を明確にする。

**<手順2>**  
**【単元(題材)について】**  
 ② 上記①の三つの力に関し、本単元(題材)の指導目標と指導内容から本単元(題材)で育てたい意識、態度、態度等を明確する  
 → 「三つの力すべて、または「三つの力の中から重点化」して取り上げる。

**<手順3>**  
**【本時について】**  
 ③ 上記②を踏まえ、本時のねらいと指導内容からどのような意識、態度、認識等こそ育てるのが具体化と集点化を図る。

**人権同和教育の観点**  
 上記①～③を踏まえ、「本時において人権同和教育で身に付けさせたい力」として、どこで、どのように、どのような力を指導しようとするのかを明らかにして指導する。

## 【(例) 技術・家庭科では】

**<手順1>**  
**【教科として】**  
 ① 教科の本質から、人権同和教育で身に付けさせたい三つの力のうちの中身を明確にする。

**様々な問題を解決し、生活を工夫したり創造したりしていくことが、技術・家庭科にとって最終的な目標です。これは身近な人権問題を正しくとらえ、その解決に向けて行動しようとする態度の育成につながるります。このことを踏まえ技術・家庭科における「認識力」「自己発露力」「行動力」とは、どのような意識、態度、認識等なのか、その中身を明らかにします。**

**<手順2、3>** 単元・単位時間内で育てたい意識、態度、認識等は、ここで明らかにした三つの力のうちの中身に当てはまるのかを考えると、適切に活用することが大切です。  
 「人権同和教育指導資料(45)(46)」を参考資料として活用するとよいです。

### 技術・家庭科で付けたい三つの力 (「人権同和教育指導資料(45)」に拠る)

- 行動力:**  
 ① 自分が生活を見通し、よりよい生活を創造しようとする意欲  
 ② 習得した知識と技術を活用して、生活の中で直面する様々な問題を自分で解決しようとする態度  
 ③ ルールやマナーを守って、適正に技術を活用しようとする態度

### 「進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度」の育成

- 認識力:**  
 ① 技術と社会・環境とのかわりかかわりのなかで発生している人権問題に対する理解  
 ② 自己と家庭、家庭と社会とのつながりについての理解
- 自己発露力:**  
 ① 仕事や働くことに対する自分の見方や考え方をよく理解することとする態度  
 ② 生活の中の問題を自分の問題としてとらえようとする態度

## <手順2>

**【題材】**  
**情報通信ネットワークの利用**

**【題材目標】**  
 情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得させるとともに、情報に関する技術が社会や環境に果たす役割と影響について理解を深め、それらを適切に評価し活用する能力と態度を育てる。

→ 指導案等には三つの力すべてについて、または重点的に育てたい力とその理由について、「人権同和教育で育てたい意識、態度、認識等」「人権同和教育とのかかわり」と題して記述しましょう。  
 → 単元の指導目標や内容は児童生徒の実態を考慮して設定されていますが、人間尊重の気風がみなぎる園・学校づくりを推進する立場から再度実態をみつつ、育てたい意識、態度、認識等を明らかにしましょう。

## <手順3>

**【本時】 第3時**  
**【本時について】**  
 ③ 上記②を踏まえ、本時のねらいと指導内容からどのような意識、態度、認識等こそ育てるのか具体化と集点化を図る。

**【本時について】**  
 ③ 上記②を踏まえ、本時のねらいと指導内容からどのような意識、態度、認識等こそ育てるのか具体化と集点化を図る。

**【本時について】**  
 ③ 上記②を踏まえ、本時のねらいと指導内容からどのような意識、態度、認識等こそ育てるのか具体化と集点化を図る。

**【単元(題材)について】**  
 ② 上記①の三つの力に関し、本単元の指導目標と指導内容から本単元(題材)で育てたい意識、態度、認識等を明確する。

前ページの「技術・家庭科で付けたい三つの力」にある「【認識力】技術と社会・環境とのかわりかかわりのなかで発生する人権問題に対する理解」と関連させ、中身を明確にする。

**<本単元(題材)について>**  
 情報通信ネットワーク上では、情報モラルについての理解が不十分により、人権の侵害につながる恐れがあることに気づき、よりよい活用のために情報モラルについて学び、生かすことの重要性を理解する。【認識力】

**【本時について】**  
 ③ 上記②を踏まえ、本時のねらいと指導内容からどのような意識、態度、認識等こそ育てるのか具体化と集点化を図る。

Webページや写真画像を掲載する際、配慮すべきことを学習するということから、具体化・集点化を図る。

**<本時について>**  
 Webページで育てたい意識、態度、認識等  
 Webページで写真画像を掲載する場合には、個人が特定され、その個人に不利益が発生する恐れがあるため、肖像権や個人情報に配慮してWebページを作成する必要がありますがあることを理解する。【認識力】

### 人権同和教育の観点

上記①～③を踏まえ、「本時において人権同和教育で身に付けさせたい力」として、(ア)どこで、(イ)どのように、(ウ)どのような力を指導しようとするのかを明らかにして指導する。

### 【本時の人権同和教育の観点】

(ア) 掲載する写真画像を選択する活動において、(イ) 写真画像の掲載が人権の侵害につながる恐れがあることを写真や個人情報で引用された事例等から気付かせ、Webページを作成するためには(ウ) 肖像権の許諾や個人情報の保護について十分な配慮が必要であることを理解させる。【認識力】

※以上のような内容を、「本時のねらい」の次や「指導・援助」の中などに位置付けることが、「人権同和教育の観点」を明確にした授業実践の具体化を図る手がかりとなります。

# ひびきあい

No.9

平成23年3月 岐阜県人権同和教育協議会

## 日常の人権同和教育の取組を 一層確かなものに！

各学校においては、様々な人権問題に対する「認識力」「自己啓発力」「行動力」を育成し、子どもたちに確かな人権感覚が身に付くよう人権同和教育に取り組み、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進しています。

また、国内外においては「人権教育のための世界計画」が書案に実行され、学校・家庭・地域社会が一体となった人権尊重の精神を育む教育の推進が求められています。

こうした動向も踏まえ、各学校における人権同和教育の取組を様々な視点から振り返り、日常の人権同和教育の取組を一層確かなものにしましょう。

### 【学校の人権同和教育を充実させるポイント】

学校の取組を振り返り、日常の人権同和教育の取組を一層確かなものにしましょう。

- 1 人権同和教育の推進に当たって、育てたい子どもたちの姿について共通理解し、指導している。(子どもたちの姿から、取組を振り返っている。)
- 2 家庭や地域社会の人権に関する意識等の実態を把握し、地域ぐるみで人権尊重の精神を育む取組を行うよう努めている。
- 3 「全教育活動を通して、道徳的に配慮する事項」(ひびきあい) No.7 (参照) をもとに指導・援助に努めている。
- 4 「人権同和教育の観点」を明確にした授業(「ひびきあい」No.7・8参照)を行い、日頃から、人権同和教育における認識力・自己啓発力・行動力を育成するよう努めている。
- 5 人権同和教育幹部研修会や人権同和教育教員研修会の内容を、参加者が全教職員に伝える機会を設定している。
- 6 「女性」子ども「高齢者」「障がい者」「同和問題」等の様々な人権課題に着目した取組を行うよう努めている。

## 「学校が培いたい行動力」を育成する

# 「ひびきあいの日」の取組

### ～家庭・地域社会と連携した取組、組織的・継続的な取組～

「人権同和教育における行動力の育成」を主たる目的とする取組「ひびきあいの日」は、実施5年目を迎え、県内の多くの学校において盛れた実践が行われています。本年度も特に優れた148校が表彰されました。今回はその中から、文部科学省の指定を受けた学校の、特に家庭・地域社会と連携した取組と組織的・継続的な取組を実施報告書の形で紹介します。

|   |  |
|---|--|
| <p>関市立安塚小学校</p> <p>～家庭・地域社会と連携した取組～</p> <p>【学校が培いたい行動力】<br/>「学校が培いたい行動力」聞き方」に重点を相手をおき、大原則にした「話し方」聞き方を常に相手のことを考えて行動することが出来る力を育てる。</p> <p>同校でも、意図的・計画的な取組を実現するために、教員の共通理解を丁寧に行っている。</p> | <p>本巣市立真正中学校</p> <p>～組織的・継続的な取組～</p> <p>【学校が培いたい行動力】<br/>仲間との信頼や共感、相互理解に基づき望ましい人間関係を形成しようとする姿勢を示したり、行動したりする力を育てる。</p>                |
| <p>【事前の取組】</p> <p>○職員の手配<br/>・全教育活動を通して「行動力」を育成する取組の推進<br/>・「ひびきあいの日」の趣旨、取組内容についての職員による共通理解</p>   | <p>【事前の取組】</p> <p>○職員の手配<br/>・「真正中人権宣言(H19制定)」についての確認<br/>・年間を見通した人権集会及び人権に関する取組についての共通理解</p>  |
| <p>○保護者に向けて<br/>・学校の人権同和教育のねらい、ひびきあいの日」の趣旨等について、各種通信にて広報<br/>日頃から保護者に向けた広報を継続するなどにも、当日は「人権」をテーマに保護者との懇談会を開催し、連携を深めている。</p>  | <p>○生徒の取組<br/>・実態把握Ⅰ(人権アンケートによる)<br/>・学年の実態に応じた取組Ⅰ<br/>・学年人権集会Ⅰ<br/>・人権講演会<br/>・実態把握Ⅱ(人権アンケートによる)<br/>・人権映画鑑賞会<br/>・学年の実態に応じた取組Ⅱ</p> |
| <p>【当日の取組】</p> <p>○「行動力の育成を図る取組」を位置付けた授業の公開<br/>○授業参観後に学級懇談会を開催<br/>・「人権」の視点から授業についての意見交流<br/>・学校の人権同和教育の取組の紹介<br/>・家庭での取組についての交流</p>   | <p>生徒議会や学級委員会が中心となった組織的な取組が、継続的に行われ、生徒の主体的な取組となるようになっている。</p> <p>【当日の取組】</p> <p>○(12月9日) 学年人権集会<br/>○(12月16日) 全校人権集会</p>             |
| <p>【事後の取組】</p> <p>○「ひびきあいの日」の取組についての交流(職員)ト<br/>○人権に関するアンケートの実施(原電・家庭)<br/>○各種通信等による家庭・地域社会への啓発</p>   | <p>【事後の取組】</p> <p>○全校人権集会で学んだことを意識した姿勢づくりの啓発<br/>・各学級における仲間の「よさき見付け」<br/>・職員による給食での「よさき」の紹介<br/>・全校朝会での「よさき」の発表</p>                  |

人権同和教育を推進するに当たって、知っておくこととよく似たことがたくさんあります。その一部を紹介いたします。ぜひ参考にしてください。

**(1) 現在、国の人権教育はどのような法律に基づいて行われていますか。**

- ◇ 国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、推進しています。
- ◇ これは「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」等を踏まえたものです。
- ◇ 国連では、「人権教育のための世界計画」を決議し、2010年にはその第2フェーズ(あらゆる学校種の教員や公務員等の人権研修に焦点を当てて)を迎え、各国の人権教育の推進に取り組んでいます。

**【人権の教育・啓発に関する国内外の動向】**

- 1948 (国連) 「世界人権宣言」を採択
- 1959 (国連) 「児童の権利に関する宣言」を採択
- 1994 (国連) 「1995年からの10年間の『人権教育のための国連10年』とする決議を採択
- 1995 (日本) 「人権教育のための国連10年推進本部」を設置
- 1996 (日本) 「人権教育の推進に関する法律」が成立
- 1997 (日本) 「人権教育のための国連10年推進本部」が「人権教育のための国連10年」に関する「国内行動計画」を決定
- 2000 (日本) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立
- 2002 (日本) 「人権教育に関する基本計画」を閣議決定
- 2004 (国連) 「人権教育のための世界計画」決議を採択
- 2005 (国連) 「人権教育のための世界計画」行動計画を採択

**(2) 人権教育について、文部科学省ではどのような取組を行っていますか。**

- ◇ 2008年に人権教育の指導方法等に関する調査研究会での審議の結果を「人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】」として公表し、この趣旨を踏まえ、人権教育の推進を教育委員会及び各学校に求めています。
- ◇ ここに示された「学校」としての取組の点検・評価のアンケート項目の例と、本県の人権同和教育で身に付けさせたい認識力・自己啓発力・行動力との関わりを子どもたちの姿として考えていることと下記のようになっています。
- ◇ 2009年には、これを踏まえ、教育委員会及び各学校の取組状況を公表し、人権教育の1層の充実を求めています。

**【確かな人権感覚につながる子どもたちの姿】**

次の子どもの姿が、それぞれ認識力・自己啓発力・行動力の育っている姿と言えます。日頃の子どもたちの姿から、人権同和教育の取組を振り返りましょう。

**行動力～偏見・差別に対して正しく行動する力**

- (1) 自分の考えや気持ちを、先生や友達に打ち明けてよく相談している。
- (2) 勉強など、先生や友達の話をよく聞いている。
- (3) 友達と対立したときに、それに向き合おうとしている。
- (4) 相手と対立したときに、話し合うようにしている。
- (5) 誰かがいじめや人権侵害を受けているのを、一瞬に考えようとしている。
- (6) 誰かがいじめや人権侵害を受けているのを、声をあげて助けようとしている。
- (7) 地域や社会の活動に協力し、よいことを行っている。

＜他の人ともより生きようとする態度につながる姿＞

**認識力～偏見・差別を見抜く力**

- (1) 人は、誰でも明るくいきいきと生活したいと願っている。
- (2) 考え方や感じ方には、人それぞれ違いがある。
- (3) 他人の偏見や差別を理由に、相手のいやがらないことを、自分もやらない。
- (4) 他人の偏見や差別を理由に、相手のいやがらないことを、自分もやらない。
- (5) 他人の偏見や差別を理由に、相手のいやがらないことを、自分もやらない。

＜人権について理解を深めることにつながる姿＞

**自己啓発力～偏見・差別を改めようとする力**

- (1) 自分のよいところを知っている。(気付いている。)
- (2) 先生や友達のよいところを学んでいる。
- (3) 友達のよいところを学んでいる。
- (4) 自分と同じように、相手のことを大切にしている。
- (5) 人の気持ちや心が分かる人間になりたいと思っている。

＜自分の大切さとともに、他の人の大切さをもとに

彼の人を大切にしている姿

**(3) 「人権課題」と書われますが、何かに規定されているのですか。**

- ◇ 「人権教育のための国連10年」に関する「国内行動計画」では「重要課題」として「10項目」が示されました。
- ◇ 「人権教育・啓発に関する基本計画」では「人権課題」として「12項目」が示されました。
- ◇ 法務省は「人権保護啓発活動年間強調事項」として平成22年度は下記の「16項目」を示し、啓発活動を進めています。
- ◇ 人権に関する様々な問題が「人権課題」として取り上げられています。どれも悲しく、痛ましい問題です。教育者として、人権についての理解を一層深めるとともに、子どもたちの発達段階に応じて適切に指導していくことが求められます。

**【法務省人権保護啓発活動年間強調事項】** (平成22年度)

※ 記載は法務省啓発記の要です。

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 子どもの人権を守ろう
- 3 高齢者を大切にすることを育てよう
- 4 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 5 部落差別をなくそう
- 6 アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 HIV感染者やハンセン病者等に対する偏見をなくそう
- 9 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 10 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 11 インターネットを悪用した人権侵害を止めよう
- 12 ホームレスに対する偏見をなくそう
- 13 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 14 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 15 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 16 人取取引をなくそう

**【二研修】**

次の質問の中で、就職試験の質問内容として適切なものはどれですか。

- ① あなたの尊敬する人物はだれですか。
- ② あなたの生まれた理由は何か。
- ③ あなたが本社を選んだ理由は何か。

- ◇ 基本的な人権を尊重し、応募者本人の適性と能力を基準とした公正な採用選考が行われ、全ての人の人々の就職の機会均等が保障されることなどが求められます。
- ◇ 次の質問が「してはならない質問」の例です。
  - ・ 本籍地などに関する質問
  - ・ 家の所在地や環境に関する質問
  - ・ 家の資産・家族の収入に関する質問
  - ・ 思想・信条等に関する質問

答え：③ (参照：「公正な採用選考のおしり」 岐阜労働局)

